

第4回外郭団体等検討委員会議事録

H24. 8. 31
9:45~17:00
第三応接室

◎ 部会 9:45~11:45

1 開会

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

それでは、本日午後第4回目の検討委員会が開催されますが、午前中は2回目の部会の開催ということで、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。前回各部局からの見直しの申し出のありました14団体のうち、10団体につきましてご検討いただきました。今回は残りの4団体について、冒頭私の方から説明をさせていただきます、ご検討いただきます。その後、前回宿題といいますが、課題となっております事項について改めて説明を申し上げたいと考えてございます。なお、内容により担当の部局から説明をさせていただくことがございますので、予めご承知おきいただきたいと思います。部会の次第に沿って委員長さんの方で進行していただければ私の方で逐次ご説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

【福田委員長】

それでは残す4団体についてお願いいたします。

【事務局】

はい。それでは、この前と同様に2つの資料で基本にご説明をさせていただきたいと思います。今も若干担当の方から申し上げましたが、新たな評価ということで、23年度実績を踏まえて外郭団体の評価結果を出しているものですから、その時の検証シートをお手元にお配りさせていただいてございます。前回は22年度分でございますが、今回は23年度分ということで、内容を更新させていただいています。その部分の説明と、それから前回と同様に、団体ごとにどういったところを改正させていただくかをご説明させていただく調査表をお配りさせていただいてございますので、この両方を用いましてご説明をさせていただきたいと考えております。その前に、基本方針の見直しの有無ということで、各団体の一覧表で丸付けをさせていただいているものをお配りさせていただいております。前回もこれを踏まえまして順次ご説明をさせていただいてきております。今回この表に新たな列を加えてございますので、それを申し上げておきたいと思いますが、左側から出資割合、改革方針、スケジュール、位置付け等、これが見直しをする場所でございます。今回あえて対象から除外させていただきたいという申し出があった団体について、その欄を設けさせていただいております。例えば、私学の関係の2団体でございますとか、今回新たに地域包括医療協議会についても、そのような申し出がございましたものですから、それも後ほどご説明をさせていただきたいと考えてございます。次のページをおめくりいただきまして、まだ残っている部分があるわけですが、丸が付いた4つの団体が残っております。これも後ほどご説明させていただくわけですが、その下の41番、長野県建築住宅センターのところに対象から除外というところに三角印をさせていただいております。申し訳ございませんが、現在、概ねの方向性は決まって来ているんですが、県の内部で意思の確定が済んでいないため、これにつきましては、大変恐縮でございますが、次回の部会で正式にどのような対応をさせていただくかご説明をさせていただくことでご理解いただきたいと思います。それ以外のものについてご説明をさせていただきたいと考えております。今申し上げましたように、積み残し分の20番の飯伊地域地場産業振興センターから順次ご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ページを振っていきながら大変申し訳ございませんが、A4横長の検証シートを開いていただき、20番になりますので真ん中あたりになります。飯伊地域地場産業振興センターをお開きいただきたいと思います。商工関係の団

体が色々並んでいる後のあたりでございます。それと改革基本方針の検討に関する調査票の方も同様にお開きいただきたいと思います。では、この資料を持ちまして、ご説明に入らせていただきたいと思います。まず、検証シートの方からご覧いただき、団体の概要のところから申し上げたいと思います。財団法人飯伊地域地場産業振興センターと名称をさせていただいておりますが、実は、名称自体の変更をお願いさせていただく内容でもございます。公益法人化をさせていただくと同時に名前が変更になってきております。後ほど申し上げたいと思います。設立年が昭和58年でございます。設立目的は、飯伊地域における伝統ある地場産業の振興でございまして、具体的な事業内容は記載の内容でございます。この団体は県の出捐率が29.4%でございます。主な出捐者のところをご覧いただきますと、飯田市さんが33.8%でございますので、飯田市が主体で、それから、地元組合商工会で29.4%でございます。ある面では県もお付き合いで出資させていただいた団体であろうかと思っております。役職員数等は記載のとおりでございまして、左側の一番の下のところでございますけれども、県費の受入れはございません。そのような団体でございます。右側でございますが、改革基本方針は飯田市主導の運営を継続ということになっております。これまでの改革の実施状況でございますが、平成16年度末から色々書かせていただいておりますが、平成18年度末で派遣の嘱託職員を廃止という状況でございます。真ん中のところでございますが、公益法人制度改革への取組状況につきましては、本年4月1日に公益財団法人に移行済でございます。そのような団体であるということでご承知をいただいた上で、A4縦長の調査票の方をご覧いただきたいと思います。重複しますが、改革基本方針の内容は、飯田市主導の運営を継続していくということでございます。改革基本方針の進捗状況等は評価のところに記載のとおりでございます。飯伊地域における歴史ある地場産業の健全な育成、発展を図るということで、地域経済社会の形成に資するということで設立され、飯田市主導により運営されております。3番の包括外部監査の指摘でございますが、飯田市主導の団体として運営することが望ましいが、関係市町村による運営基盤の強化を図る必要があるのではないか、ということでございます。対応でございますが、飯田市等と緊密に連絡調整を行い、円滑な運営を図るということでございます。その次のページにおめぐりいただきまして、どういった内容の方針の見直しかということでございますが、基本的には字句修正の範疇であろうかと思っております。6番の見直しの要否は必要でございますが、その内容は、7番でございますが、公益財団法人に移行し、名称を「南信州・飯田産業センター」と改めたということでございます。本文の改正案でございますけれども、アンダーラインの部分でございます。飯田市を中心に、県も出捐を行ってということでございますが、繰り返しになりますが、名称が変更になったということは大きな要素でございます。飯田市主導であるということは変わりません。包括外部監査からもそのようなご指摘でございます。飯田市主導の団体として運営するのが望ましいというご指摘でございます。裏面をご覧いただきますと、改革基本方針の見直しは、必要となっておりますが、ある面では形式的な見直しであろうかと思っております。財団法人から公益財団法人に移行して、また、名称を南信州・飯田産業センターと改めたところでございます。改正案でございますけれども、団体の位置付け、改革の理由と具体的政策のところは記載のとおり、アンダーラインの部分を変更させていただきたいということでございます。県の外郭団体というように申し上げるのが果たしてどうかという部分も色々とし難しさがあるわけでございますけれども、私どもの県の場合は外郭団体の定義を非常に広めに拾っておりますので、外郭団体というといかにも県が主導している感がございますが、必ずしもそのような団体だけで拾っているわけではないということで、ご理解いただければと思います。説明は以上でございます。

【福田委員長】

はい。少し探すのに時間がかかってしまって最初の説明が抜けてしまったんですが、みなさんいかがでしょうか。飯田市を主体として運営されている団体で、県費の受入れもゼロですし、運営も飯田市が主体ということですから、特に何の問題もないですかね。

【今井委員】

すみません、細かい点で気になるところがあります。恐らく担当部署で書き換えをしてくれていると思いますので、相対的に見ると、その詳細というか、書き込みのスタンスがまちまちなんですよね。例えば、評価シートの県の記載のところを見ると、経産省のクラスター計画で云々とか出ていますよね。確

かテクノ財団だったと思いますが、かなり濃厚に書き込みされています。ところが、飯伊地場産業振興センターはその話が全く改正案のところには出てこないのですが、別に入れても入れなくてもどっちでもいいとは思いますが、バランスが違うような気がします。もうちょっと整合性が取れないものでしょうか。

【福田委員長】

全体を相対的に見たときですよね。

【今井委員】

相対的に見たときに、テクノ財団はとても細かく書いてありますよね。

【福田委員長】

テクノ財団はすごく細かかったですね。

【今井委員】

もちろん、テクノ財団は現行の方も深く書いてあったから、それをを変えるには深く書かなければ変えられないですけど。

【事務局】

県の関与のあり方の濃淡がそのあたりのスタンスに影響しているのかなと思います。飯田市さんが主導なものですから、あまり県の方で色々書き込むことは、少しどうなのかなというところがあるんだろうと思いますが。

【福田委員長】

飯田市主導で、補助金も入れていないから、県が関与する必要はないんだけど、でも、産業の関係なので少し見ているという話ですかね。

【事務局】

出資比率が一定程度ありますので、法律で比率が25%以上ということになりますと議会のチェックにもかかるわけですので、そのような縛りのような部分はありますけれども。ただ、おっしゃるとおり、私も文章的な整理が全体の43団体で、必ずしも綺麗になっていないというところは正直あると思います。そのあたりの文章も直す部分もご指摘をいただければ、この際綺麗にしたいという思いも正直ございまして、後ほど林業労働財団などは、ほとんど何も変わらないんですが、あえて私どもの方から、少し直した方がいいと言って出してもらった部分がございます。

【今井委員】

相対的な面でちょっと色々あるので、それはまた後ほど。

【事務局】

わかりました。ご指摘をいただいて、私どもの方で反映をさせていただければと思います。

【福田委員長】

最終的に部会としてどうするかという委員会への報告の仕方もあるので、全体を見てまとめ方なりやり方なりをどうするかということは、その時に課題としてまとめさせていただきたいと思います。

【事務局】

わかりました。そのようにお願いしたいと思います。では、次の団体に移りたいと思います。次の団体は、ページを振ってなくて申し訳ないですが、長野県職業能力開発協会でございます。設立根拠は、

法律に基づいて設置しております。昭和54年に設置をしてございます。設立目的は、そこに記載してございますように職業訓練でございますとか、職業能力検定、その他法律に基づく職業能力の開発及び向上の促進でございます。具体的な事業内容につきましても、記載のとおりでございますが、技能検定以下の内容となっております。この団体につきましては、県の出捐率はゼロといたしますか、元々基本財産がないところでございまして、役員職員数も県から職員の派遣はございません。県費の受入状況のところを申し上げますと、補助金という形で事業費及び運営費を申し上げますが、その半分は財源を国庫に依存している状態でございます。一番下のところをご覧くださいますと、民間との競合状況でございますが、技能検定業務は一部職種を除きまして都道府県が行うものと規定されております。ただ、試験の実施に係る業務の一部を都道府県協会に行わせることができるということとなっております。右側の方でございますが、改革基本方針につきましては、団体の自立的な運営を継続するというところでございます。改革の実施状況は平成16年度以降記載のとおりでございますが、順次現在の状態になるように改革を進めてきておりまして、県派遣職員を廃止するとか、プロパー職員の退職による職員1名を減とするなどして、順次見直しをかけてきております。そのような団体であるということでご理解いただきまして、調査表の方をご覧くださいたいと思いますが、これにつきましては、これまでの取り組みの状況を改革基本方針上、整理させていただくという位置付けでの提案でございます。改革基本方針ですが、そこにごございますように団体の自立的な運営を継続するというところでございます。下のところ、2番でございますけれども、先ほど申し上げましたが、評価結果に対するコメントとしましては、県からの職員派遣を廃止しているというところで、包括外部監査からも引き続き自立的な団体の運営を継続するのが望ましいとされております。ただ、課題といたしましては、政府において行われました事業仕分けによりまして、平成25年度から補助金の大幅な削減が想定されるのではないかとということでございますが、これは国の技能検定制度全体の話でございまして、その見直しの動向を踏まえて対応を検討するというところでございますが、担当部局から聞いている範囲では、新たな対応について国では新たな事業の仕組みを提案しており、その結果を待つて更に対応を検討していきたいとのことでございます。その次のページの6番でございますが、改革基本方針の見直しの要否では必要ということでございますが、何が必要かといいますと、7番にごございますように、既に県職員の派遣はされておられませんので、その関係部分を削除させていただきたいというところでございます。右側の改正案でございますが、2段目を読みますと、県からの出捐等はないが、技能検定を始めとする事業の補助、委託、ここに職員の派遣と入っていたわけですが、それが取れまして、人件費の補助など、県と密接な関係を持って活動していると、県の財政的な支援については実施主体が限定されている技能検定の補助と必要最小限のものとする、以下同じでございますが、そのところでですね、県職員の派遣というものが既に見直しをされておりますので、その記載を外したいということが担当部局からの提案といたしますか、要請でございます。説明につきましては以上でございます。

【福田委員長】

変更のところは県職員の派遣の廃止に係る部分の削除であり、また、課題として国からの補助金の大幅な見直しが想定されているということですが、仕事のやり方なども勘案した上でいかがでしょうか。

実際にこの協会としては県から職員の派遣を切られてしまっているのかどうか、記載の削除だけで協会に影響はないのか、このあたりのことはいかがでしょうか。

【事務局】

困るというような話は伺っておりません。逐次見直しをさせていただいて、現在の状態になってきているということでございますから、ある面では団体の方との理解の中で進捗してきたと考えております。例えば検証シートをご覧くださいますと、平成16年当時は民間からマネージャーを登用することにより意識改革をするとか、色々取り組みを進めながら現在の体制に移ってきたと思います。

【福田委員長】

派遣しなくなったことについては問題、異論はないですが、協会が何をして成果を出しているのかが少し把握できないですね。この団体が何をされているかがわからないですけど。

【事務局】

この団体については、次回に向けて宿題という形にさせていただいた方がよろしゅうございますか。

【福田委員長】

いえ、私はいいです。おふたりはよろしいですか。はい、問題ございません。

【事務局】

ありがとうございます。それでは3団体目でございますが、林業コンサルタント協会というところでございます。林務部の方に入ってまいりますので、現在ご覧いただいたのが商工労働部で、次に観光部、その次に農政部が入って、その次に林務部となっております。

【福田委員長】

はい、大丈夫です。わかりました。

【事務局】

同様に調査表の方もおめくりをいただきたいと思えます。では、検証シートの方からご説明させていただきます。社団法人長野県林業コンサルタント協会でございます。設立年は昭和41年でございます。具体的な内容でございますが、設立の沿革などをご覧いただいた方が少しわかりやすいかもしれません。読ませていただきますが、林業経営の近代化を図るために林業基本法、山村振興法等の関係法令が制定されております。林業構造改善事業とか様々な事業が実施されることになったわけでございますが、これらの業務は基本的には市町村の責任で行われる業務が非常に多くございます。そういった関係で、このコンサルタント協会は、下の方の出捐率をご覧いただきたいと思えますが、この部分が見直しをした結果なんですけど、県の出捐率が16.7%で、従来は県が100%ということで県の出捐率が高かったわけでございますが、今申し上げたように市町村の責任で行われるものに対する支援という位置付けが非常に色濃くある団体でございます。新たに基本財産を500万円程増資したわけでございます。現在、基本財産は600万円になっているわけですが、500万円増資をさせていただいたわけ。その増資は市町村の皆さん方に基本的にお願ひしたわけでございます。そのようなことで県の出捐率がダウンして、16.7%まで圧縮したところでございます。市町村が主体の出資ということで位置付けが変わってきた団体でございます。具体的な内容としましては、中段に書いてありますように林業技術向上が主体でございますが、4つ目でございますように、路網の整備とか森林整備とか環境緑化等に関する調査、測量、設計及び監督補助業務などの技術支援事業をしている団体でございます。そういった見直しを経て現在の状態になってきております。県費の受入れ状況等、それから役職員数の状況等は記載のとおりでございますが、県の関係はございません。一方、県費の受入れとして5,300万円の委託料が出ているという団体でございます。団体の運営ということについては、「自立的」なところを担保しているということであろうと思えます。右側でございますが、団体の改革推進の状況でございますが、改革基本方針の内容は、従いまして自立的な運営の継続という内容でございます。改革の実施状況でございます。平成16年3月から記載させていただいておりますが、県職員派遣の廃止でございますとか、事務局体制のスリム化とかですね、逐次給与削減とか必要な措置を講じてございますが、20年8月のところをご覧いただきますと、市町村との関係を明確にするため、会員から出資を募り、出資金の増資を行うと、基本財産増資額が500万円と、従いまして、県の出資比率が落ちたということになるわけでございます。調査表の方をご覧いただきたいと思えますが、縦表でございますが、改革の方針は今申し上げましたように自立的な運営の継続ということでございます。スケジュール的には県出資比率の引き下げということがテーマになってございまして、繰り返しになりますが、会員からの出資により増資しまして、県出資比率を引き下げてきたわけでございます。そういう面では改革基本方針の状況は順調に行ってきたということでございます。包括外部監査については監査の対象外ということにここではなっておりますが、今回は対象外の団体についてもすべて包括外部監査人においてヒアリングは行っていただいております。特段のご指摘はいただいておりません。上記以外の対応ということで、課題でございますが、公

益法人制度の改革の中で一般社団法人に移行したということでございます。後はご覧いただくような内容でございます。次のページでございますけれども、改革方針の見直しの要否は必要ということで、見直しが必要な内容は、従いましてスケジュール欄の削除のようなことでございますけれども、現在は、平成20年度中に県出資比率の引き下げというスケジュールを立てたわけでございますが、それ自体は実行済みでございますので、引き続き自立的な運営ということになるということでございます。その下の文章中も、アンダーラインの部分でございますが、これは過去のこれまでの取り組みを文章上整理させていただいたという内容の団体でございます。説明は以上でございます。

【福田委員長】

県の出資比率が全体として下がったことに伴って中身を変えたいということですが、何かご意見はございますか。

【今井委員】

出資比率というのは、今後も下げるという考え方はあるんですか。

【事務局】

推測ですけれども、当面はないと思います。これを取り組むにあたっては市町村の皆さん方に相当ご理解をいただいたということではないかと思っております。県としては大変ありがたいことであったと思います。

【今井委員】

逆に言うと、この団体だけどうして出資比率を下げることになったのですか。

【事務局】

基本的には、一番誰が利益を得ているかということになるわけだと思います。これまでは県の財政状況もある程度余裕がありましたから、ある面では県が責任を100%持ってやっていくという団体だったと思うんですけども、基本的に振り返ってみれば多くは市町村に対する支援ということに向かっているわけですから、応分の参加を得るといえるのでしょうか、出資を得ていくことは、ある面では道理であったんだろうと思います。そのところを修正させていただいたということでございますから、県の考え方としては基本的には利益を受けるみなさん方から、当然のことながら応分の負担をいただくという方向性の方がいいと、いうのは基本的な考え方であろうかと思えます。ただ、それぞれの関係者のみなさん方のご理解をいただけるかということとは別問題でございます。ですから、林業公社なども分取率のような問題に取り組んでいるわけですけど、個別の話でなんとかご理解をいただきながら、というような取り組みの過程にあると思えます。

【福田委員長】

脱線してしまうかもしれませんが、その前に林業公社ってありますよね、特に、行政のみなさまでなく、今井委員さんと関委員さんの方に相談なんですけど、ここにコンサルタント協会がありますよね。公社が今問題になっているところで、今日午後に説明があると思うんですけど、森林組合も他に18あると、コンサルタントって、ノウハウを出す部分ですよ。そういったコンサルタント協会が自立的にやって、市町村とも関係しているとかいろいろあるので、むしろ林業は難しいとか、だから、こういった個表をもらって、私たちの方なんですけども、午後の方には配られていないんだけど、逆に林業とか解いていく上でもですね、午後の重要なところになってくると思うんですけど。

【今井委員】

ここだけの問題ではなくて、他の団体はどうかという問題ですよ。

【福田委員長】

これだけ色々あって、シートにまとめて役割ってあるんですけど、むしろそれぞれの経営をどうこうというよりも、これの役割分担とか、縦割りだとか、横割りとか複雑に利害関係が絡まって、それを紐解くが大変なんですけど、私はむしろ（ここが大事だと）と思っているんですね。

コンサルタント協会にノウハウを任せてとか、ノウハウとかそのようなものって、プランということであれば横断的にやって、全体を見通したときに、県の林務部とどのような関係とか、林務部にどのような課があるのかといったときに、本当に縦割りで、そういう中での団体のあり方としてどうなのかと私はずっと思っているんですよ。ただ、それが見えないんです。紐を解くとしたらむしろここではないかと思っているんですけど、1個1個やると全然問題ないとか。だからその森林組合と、公社のことを言いたいと思うんですけど、こういうものが出てきてしまうと、ノウハウとか実際にトータルプランを担っているのはどこであるのかとか、そこは提言に盛り込んでいきたいと私は思っています。

【今井委員】

他の全体にもその事が言えるんですよ。

【福田委員長】

農業は、といったときにこの農業関係のシートがありますよね。だから、こちらで持っている3人が、とりあえず、先ほど課題といったときに、この書き方の件で言われたんですけど、私はこの3人でしか今この情報は共有していないので、この問題に踏み込むか、踏み込むと大変なことになるよとか、そういうイメージって委員会にあげるにあたってちょっと慎重にならなければいけないと思っているんですけど。すみません、そんなイメージも強かったの。

【今井委員】

問題点として今指摘したことだからいいですよ。

【福田委員長】

すみません、少し勝手な事を言いまして。こちらの方の1個1個の組織としてという意味でも私は少し問題意識があるんですが、全体としては問題ないと思います。委員3人も問題ございません。

【事務局】

続きまして、積み残し分という面では最後の団体でございます。同じく林務部の関連の団体でございます。林業労働財団です。実は、有り体に言いますと、私どもの方から見直しを必要とするのではないかと申し上げて、このテーブルに載ってきた団体でございます。その趣旨は形式的な話でございますが、ご説明をさせていただきます。まず検証シートの方からご覧をいただきたいと思っております。林業労働財団は、設立が昭和49年でございます。いわゆる民法第34条法人でございますが、設立の沿革をご覧いただきますと、元々林業従事者の退職金を扱う基金として設立された団体でございます。平成6年になり、役割が付加されまして林業従事者の育成、確保の事業を行うため、財団法人長野県林業労働財団に改組されております。平成8年には法律に基づきまして長野県林業労働力確保支援センターとして指定されました。設立目的、事業内容というところでは、記載の内容でございますが、主に県の出捐率をご覧いただきますと、6%余りでございまして、どちらかという県が主体的というよりは、右側にございましてように県下の森林組合が主体となって出資している団体で、率は75%でございます。役員数のごところをご覧いただきますと、記載のような状況でございまして、県費の受入れ状況も補助金という形で受け入れています。団体の改革基本方針自体は存続という位置付けになったところですが、存続という基本方針では、何をしたいのかが何もわからない、ただ、生きているという、言葉は悪いのですが、そのようなイメージとして捉えられるということで、私どもとすればそもそも存続という基本方針はないのではないかと思ひまして、特段の見直しの経過というものが色々あるわけではございませんが、調査表の方をご覧いただきたいと思ひますが、現在の改革方針は存続で、引き続き事業を存続するというところで、それぞれの内容を書かせていただいております。包括外部監査の指摘では、現在の体制で事業の効

率化を図りなさいと言っていたいております。経営の健全化についても言っていたいておりますけども、それほど大きいご指摘をいただいているわけではない中で、次のページでございますけど、見直しの要否は必要というところで、見直しが必要な内容は、現在の体制で事業を存続するものの、事業の効率化を図っていくこととするという、せめてそのような内容が必要なのではないかとということで、基本方針を存続というものではなくて、現在の体制で事業の効率化を図るというところで、スケジュールは随時実施するというところで、せめてそのぐらいの内容の整理が必要ではないかと先ほどの、実は文言の整理というところも私どもなりに問題意識を持って担当部局の方にお話しをさせていただいて、その一つの反応としてのこのような中身ということでございます。説明は以上でございます。

【福田委員長】

効率化を図りながら継続するという話なんですね。林務の関係については、午後林業公社に関して検討があるので、非常に気にしていたんですけども、委員の間でちょっとやりとりさせていただいてよろしいですか。

【事務局】

はい。

【福田委員長】

いかがでしょうか。私の方で始めに言わせていただくと、パラパラと見たときに、コンサルタントとか労務とか色々あるのですが、少しここがどうかとか、ずっと気になっているんですね。先ほど言ったことと同じです。今課長の方からそのような話があって、監査がここで止まっているのは多分、本当に複雑で、現場を知らないということがあるのだと思います。だから今回、この中の監査に詳しい方と、あと、私は超現場派なので、現場の人間と組んでやっていくということがいっぱいあるんですよ。だから、そのようなことも含めてなんですけど、今回も、これについてはこういう形で出てきたらっておりますよね。これは次にまわす課題という形でと私は思うんですけど、関委員さんはいかがでしょうか。

【関委員】

これについては特に何もありません。

【福田委員長】

出ようがないですね。多分午後のことも含めて色々ございますので、これについては特に問題ございません。

【事務局】

わかりました。委員さん方の問題意識というものを私どもも押さえさせていただきたいと思っているのですが、基本的には林業公社の問題もあって、林務の関係では色々な団体があって、色々な関係者がいて、そのあたりの交通整理みたいなものがうまくできているのかと、役割分担がしっかりできているのかと、そのようなことが共通の問題意識ということでございますか。

【福田委員長】

そうです。林務に限らずということですよ。特に、この間まで思っていたところでは、私は観光部とか、農政についてもいっぱいあるのでわかりませんが、だからこういった状況の中でこちらが3人でちょっと議論をして、色々見て調べて踏み込んでなんてことは当然できませんから、3人が本体にあげるときに、それをまとめて、今おっしゃられたように、一つの政策というか、部としてどうするのかとか、本当にその団体にどのような役割があって、それはそれぞれがどう担っているのかとか、そのあたり、ちょっとやはり交通整理をしたいということですかね。役割分担、それは私たちが要る、要らないとか、切る切らないとかそういう話ではないので、きちんと上部から、あと、政策からとか、その役割によって、庁内だったら役割分担ができたとしても、同じようなところが仕事や事業を見る前にきちんと役割

を絵にしていきたいと思います。

【事務局】

私どもとしてどういった情報提供をさせていただくかというところもあると思うんですね。ご論議いただく上で、私どもなりに、例えば、林務部さんの、林務の中での県とそれぞれの団体との役割分担の総括というか、概観表というのでしょうか。そのようなものをご用意させていただく必要があればお示しさせていただいて、議論をしていただくと。それは各部局ともある意味で共通ですね。

【福田委員長】

本会議にあがっている6つに関係するようなものですね。

【事務局】

全体用ですね。

【福田委員長】

はい。厚労省の事業で、厚労省が、全国に次世代行動計画を作りなさいと、3,300に全部作れといったときに、全国で50くらいモデルがありまして、そのうちの世田谷区、全国でも一番というところのモデル事業のコンサルをやりまして、ちょっとまとめたんですね、その時、現場に徹底して入りまして、すべての部署が持つ子供に関する事業といたら、数千という数があるわけですよ。それを誰が担っているかという、事業表から振り分けたんですね。誰がどう持っているか、事業ベースで見ていったんです。それで、民間が事業を持っています、公社みたいなところがあれば、協会もあれば、半官半民みたいなところですね、そういうところの事業も、とにかく全部出してくれと洗い出して、子供に関する事業全部。それで、民間についても、例えばスポーツ施設だとか、子育てをやっているところとか、色々ありますけど全部出してもらいました。ただ、こんなことをやったら数千と出てくるわけですよ。それを這いつくばって集めて、それぞれの括りを外して、単体のベースに戻して、括り方を変えていったんですね。例えば、相談業務とか、保育業務とか、括り方を変えていったんです。相当な作業だったんですけども、そうしたときに、最後に役割としてどこが担っているか、どういった事業に括られるか、そうやったときに同じ事業が必ず羅列されてきているなといったときに、民間がやっているんだったらこれは任せられるかとか、そうじゃなくて、公的など言ったときに、一番この事業の中でおかしい、ここは大変だと思ったのが、相談事業だったんです。他のところはあれだけど、ここは、児童相談所に駆け込む、すごく大変な方たちが駆け込んでくるんですけども、そんな駆け込み先っていうのは、窓口相談やっていますと言うんですけど、ここをまとめきれてなくて、一番本当に弱者を解決するところが何も解決されていなくてとかという形で、じゃあここをどうするのっていったときに、相談窓口のあり方とか、駆け込んでくる先はそれぞれに配置しなければいけないのだけれども、最後にどこの機関をもって、どの機能をもってトータルな司令を出すかとかですね、そうならないと、例えばいじめ問題とかになったときに、学校、小学校、中学校、高校って上がったときに誰がその子と言ったら、児童相談所なんです。東京都が児童相談所の補助金を上げますとかいう問題がありますし、そういったことを解決しないと抜本的にこの問題が解決できない、ここで、勝手に解決していく問題でもないし、その子の年代が上がってきたらこっちにまわすのをどうするかとか、こういった中で、誰がどのテリトリーでどういう事業をやっていますではなくて、問題意識を統括してシステムを作りましょうということをやらないと、その中で、役割分担を決めて、じゃあ、本庁はどうで、児童相談所ではどうで、民間ではこういうところを持ってもらおうとか、駆け込み110番、そういう分担をしていったんです。だから、ここまでのことはできませんけれども、実際、行政刷新会議のようなレベルではなくて、本当に必要性を論じるのであれば、ここまで腹くくってやらないと、行政刷新会議とか、こういった形の整理はできないと思っているんです。ただ、それをやるとなると役割の整備がどこまでできるのか、一番まとめたいのがこれなんですけども、これが最後でどうするのっていうのがありますが、ここまでやらないことには私はそんなパフォーマンス的な刷新会議的なことは、私たちも言いたくないと思っているんですね。本質はこういうことじゃないかなと思っているんです。ただ、まとめるって大変ですよってことも含めてどういう形

でまとめられるのかなってことはあります。

【事務局】

1個1個の団体についての是か非かではなくて、県政のトータルとしての役割分担が果たしうまくいっているのかどうか、それは団体としてちゃんと役割に合っているのかということですね。

【福田委員長】

はい。本庁が要らないとか、公社が要らないとかではなくて、それぞれ、こうなったときに、担う役割があって、スリム化するとかいう話ではなくて、ちゃんと担っていただくためにはと言ったときに、じゃあ誰が一番司令塔になっているとか、人事異動とかもありますよね。そうやっていったときに、そのシステムは壊れないとか、考えていって、成り立っていかなければいけない問題、福祉の問題もそうだと思うんですよ。時代が早い中で、既存の組織の中で常に、私は絶対間違えていると思うんですけど、目標達成率ばかりが問われていて、あのようなことをやっていると絶対何も達成できなくて、こういうことを元に常に社会経済の問題もどう変わってしまったか、じゃあ、こういった組織がうまく機能しているかとなった段階で人事が動いたりとか、公社と部の関係があるかとか、そこが見えないと私は行政改革も何も本当は実際にはないと思っているんです。刷新会議なんてあんなの嘘だと思っているんです。でもそこは難しい。難しいけど、そういうことだと思っています。

【今井委員】

それはこれまでの改革検討の中でどの程度やってきているんですか。やってきている部分もあるんですよね。

【事務局】

基本的には必要のない部分は廃止してきたわけですから。それで、県の関与をできるだけ、今の流れですから、民間のみなさんにお任せできるものはお任せするというので、その意味での見直しをずっとかけてきたわけですから。そのような部分においては、スリム化とか、一定程度の整理とか、無駄を省くとか、そのような取り組みはずっと、何回かに亘ってやってきたわけですね。ですから、それ自体は今も、取組方針も決まってやりつつあるところもありますし、もう終わった部分もあります。終わった部分はこのようにご提言させていただいて、確認をさせていただいています。ただ、今のような話で、県政全体の、各部局のですね、県と公社の役割とか、その他民間のみなさん方の役割といったものがきれいに整理されているかということ、そこまでの議論まではしていないのかもしれない。

【事務局】

役割として似ているんじゃないとか、目指す方向としては一括りにできるんじゃないかというようなところの統合はやってきているんですけど、もっと大きなところで、今委員長さんがおっしゃったような、何の役割で、どこがこうという、そこまでのマトリックス的なものはできていないです。

【福田委員長】

固有名詞は外すんです。その組織で何を担ったというものを逆に、最後にするんです。今動いている事業も、評価シートとか全部断面とか洗い出したときに、本当にきれいに施策事業が分かれるので、そうしたら、もしかしたらバッサリ公社が要らないとか、本庁の方に、中枢の機能をもっといただいとか、この関係図ですね。ここは本来関係図しか書かないで、林務だとか労務とか、そういうことはちょっと繰り返したなと思うんです。本当に一番いい体制の取り方だと思うんです。それを提言したいと思うんですけども。

【今井委員】

今回これまでの作業はできないけれども、課題としてそのような論点の提言を盛り込むことはいいことだと思います。

【福田委員長】

これを説明するのは難しいです。とりあえず事例に出すわけには、じゃあどこでそのような事例をやったのかということと世田谷というのは。

【今井委員】

担当部署の考え方はあると思いますが。

【事務局】

次回に向けて、そのあたりの議論の端緒といいますか、きっかけ付けといいますか、ご理解いただくための俯瞰図みたいなものですかね、事業とそれから誰が担っているのかという整理ですね。

【福田委員長】

これをやったときに、みんな関わっている方といたら、本庁の方もそうですし、財団の方とか民間の方もそうですけど、スリム化とかいう議論じゃなかったら、本当に逆に熱心になりますよね。何をやっていったらいいとか作っていったらいいというのは、スリム化とかそのようなことばかり言っているから、本質的な議論もないままにおかしなことになっているので、これをやって役割分担ができれば、納得されますよ、多分。公社だって何だって、このようなことがあると思うし、逆に言えば、みなさんが、例えば、また評価シート作るのかよとか言われたときに、こう言ったら行政改革課の方に失礼ですけども、行政改革課の仕事の仕方だってあるわけです。申し訳ございません。

【事務局】

いいえ、おっしゃるとおりだと思います。

【今井委員】

公認会計士さんの監査はどちらかというともちろん財務が中心で、個々の団体の運営がどうなのかということが中心になっているので、委員長がおっしゃった、そもそも論である目的と役割みたいところは、薄い感じがすると思います。

【福田委員長】

現業部門と、官房部門との正しいやり取りの関係ということです。

【今井委員】

大胆に言ってしまえば、初回の見直しは田中知事的时候は、ちょっと乱暴だったと。

【福田委員長】

でもバッサリやったんですよね。

【今井委員】

ええ、バッサリやったんですよ。ただ、2番目のときは村井さんになって少し振り返るといって、戻していると思うんですよね。

【事務局】

戻しているといいますか、批判を恐れずに申し上げますと、行き過ぎたものをある面では現実的な部分に落としたということですね。

【今井委員】

それはそれでいいと思います。

【福田委員長】

そのようなことも含めてやっているのですね。だけど、政策からと言ったときに、本来は私はここだと思っただけですよ。

【今井委員】

そうやらないと、個々に見たときはいいねと終わってしまうわけですね。見たってそのとおりで、変更がちょっと、文字修正みたいな。でもトータルで見たら、いや、やっぱり他のところとこうじゃないの、とかあるわけだから。

【福田委員長】

だから、これをやるにあたってですね、3部、3部長、5課長、13係長の体制をとっていただいて、バーっとやった方が。もうそこから体制づくりが大変だったんですけど、厚労省のモデル事業ということもあるし、東京の中でも、とにかく全国1というか、それをやるということで体制的にもかなり強化してやったんですけど、ちょっとそのくらいの覚悟がないとできない。そういうことですね。

【事務局】

はい。次回に向けて、ご理解いただける資料になるかどうか若干自信もありませんが、今のご指摘を踏まえた俯瞰できるものといえますか、役割分担を少しでも整理して、それがご理解いただけるものを少しチャレンジさせていただきたいと思います。その中で、深堀のものは難しいとは思いますが、類型分けで見えていただけるぐらいのものは、部局と相談してみたいと思います。

【福田委員長】

それを元に提言をいたしますので。

【事務局】

わかりました。積み残し分ということでの4団体を今申し上げました。それでですね、後ろの方にスタッフも準備しておりますが、続きまして、この前の宿題の関係といえますか、ご疑問等もいただいたところがございますので、次はテクノ財団、それから、中小企業振興センターということで、商工労働部関係の団体について、若干ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、すみません、担当課長、両課長が参っておりますので、すみませんが。

【小林ものづくり振興課長】

まずはテクノ財団の方から。ものづくり振興課長の小林でございますがよろしくお願いいたします。

資料のボリュームがありますけど、掻い摘んで、ざっとご説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。委員の皆さんから質問や要望が4項目出ておまして、その項目ごとに順番に、その項目に答えるような形で資料を用意させていただきました。最初のご質問ですけれども、テクノ財団の事業の成果と県の施策への貢献というものはどのように見えてくるのか、絵に描いた餅になりがちではないのかというご質問がございまして、それにお答えする資料として資料1ということで、テクノ財団の事業はどのようなことをやっていて、どのようなものを実績として我々が捉えているかということをご理解いただくために、資料1の長野県テクノ財団による産学官連携プロジェクトの推進状況というものをまとめさせていただきました。資料1の上のところに記載してありますけれども、長野県テクノ財団というところは、県のものづくり産業振興戦略プランとか、県の全体的な産業振興戦略の中で、産学官連携によって研究開発を推進するという、中核的な支援機関に位置付けておまして、県の産業振興戦略の具現化のために、資料の1番に書いてありますけれども、基盤的な産学官連携コーディネート活動をやりまして、そこから段階的にいろんな事業をやりまして、次のページにいきますけれども、またご説明いたしますけど、具体的な産学官連携研究開発プロジェクトの運営に至るまで様々な事業をやっております。その産学官連携研究開発プロジェクトに至るまでの間に色んな段階がありますので、その段階ごとにテクノ財団の事業と実績をご説明するというところで、1ページの表ですが、①から⑤まで、段階というこ

とで書いてありますけども、①の段階というものは非常に基盤的な活動でありまして、テクノ財団のコーディネーターという人が、大学などに行きまして、県内企業にとって利用できそうな技術シーズというものはどんなものがあるのか調査したり、また、県内の企業を訪れてどんな技術シーズを欲しがっているのかを訪問などをして調査してマッチングをするようなこと。それから、そのようなシーズの中で、非常に良さそうなものについて県内企業に対してセミナーとか研究会をやって紹介するというような事業を第1段階としてやっておりまして、それが①のところにコーディネート活動件数ということで出ております。2番目は、②ということで、そのような技術シーズの中から企業の皆さんが産学官連携で共同研究を実際にやってみたいというような話になったときに、実際に取り組むための研究体制だとか、資金調達はどうすればよいかとか、諸々の質問に答えるような活動というものが②で、そのような件数の事業をやっていると、これは訪問件数みたいな形になると思います。③は、実際に共同研究などをやるときに、国などの提案公募制度を使って何千万円、場合によっては億のお金がもらえますので、それを欲しいという企業が出てきた場合に、提案していく場合には、提案書の中に試作品を作って評価したとか、基礎的な実験をしたとか、そのような準備も必要になりますので、準備段階のところを支援する事業として、③の基礎的な研究開発に関するプロジェクトの運営支援ということで、テクノ財団が、そこに書いてあるような件数と金額の支援をしているということでございます。4番目に、①から③の活動をベースにして本格的に国等の提案公募制度へ提案して、実際にテクノ財団が支援して、採択になった件数というものが、そここのところに、金額と共に書いております。国のいろんな予算の状況等もありまして、若干減り気味ですけども、23件、11億余を取るためには当然、公募というものは何倍もの競争率があり、高いものですから、当然、何倍もの支援をしているということでございます。このような事業の他に研究開発の効果的な推進や成果の早期事業化のためには、国内のみならず、海外の産業支援機関や大学、企業等の技術交流にも積極的に取り組んでいて、連携の締結だとか、ミッションの派遣とか、このような事業をしているということは、そこにご説明してあります。①から⑤までの活動件数は非常に多いということも県としては評価されるべきではないかと考えております。先ほど申し上げましたけど、提案公募制度を取っても、テクノ財団自身が国と契約して直接運営する事業と、支援はしたけれども、実際やるのは企業とか大学とか、そのような事業もあります。それで、裏に書いてあるものがテクノ財団自身が運営をしてきた事業の代表的なものを書いてあるわけですけども、例えば、平成14年度から平成23年度まで10年間やりまして、これは58億円以上のお金をテクノ財団が文部科学省からいただいて、大学等の研究開発に資金を配分して、進捗管理をした事業ですけども、ここに書いてありますように、知的クラスター創成事業ということで、特許出願、商品化・事業化提案、開発製品等の売上など、目標値を上回る成果を上げておりますし、一応10年ということで平成23年度に事業は終わりましたが、今年度以降もテクノ財団でその成果の有効活用について積極的に、引き続き支援をしているところでございます。もう1つ、昨年度から始まりました1つの事業で、地域イノベーション戦略支援プログラムということで、これは、後の方のご質問にも関係しますけれども、メディカル関係の機器の開発を積極的にやっというここと始まったプログラムでございまして、立ち上がったばかりですけど、研究開発の企業数とか研究会とか、試作品とか、このような事業が出ております。それから、(3)は先ほどご説明しました提案公募を獲得した制度ごとの内訳でございます。このようなことをやっているということでございます。それから、時間がないのでご説明いたしませんけども、3ページ以降に、このようないろんな制度を使いまして、具体的な研究開発の成果ということで、健康・医療とか、環境・エネルギーとか、次世代交通とか、色々と成果が上がっておりまして、既に製品化されたものもありますし、製品化、商品化が間近なもの、まだまだこれからのもの、色々とありますけども、非常に成果が上がっているということでございます。

ざっとご説明してしまいますけど、次に2番目にもものづくり産業振興戦略プランの具体的な中身がどのようなものか、ちょっと見せてくださいというお話もございまして、簡単にお分かりいただくということで、お手元に資料2ということで、長野県ものづくり産業振興戦略プランの概要版をお配りしてあります。表紙のところに書いてありますけども、長野県産業の振興のために、目指す産業分野を健康・医療、環境・エネルギー、次世代交通と設定いたしまして、海外の発展している市場も、勢いも取り込んで頑張っていこうということもございまして、表紙の裏を見てくださいと、次世代産業の創出による製造業の構造転換のイメージということで、今まで、どちらかというと、電子部品関係に特化して

いたわけですが、これからは、今申し上げました医療、環境、次世代交通など、そのような有望分野を、成長が期待される分野ということで、県をリードしていく産業になるような、このような成長産業が色々とある、八ヶ岳型の産業構造を目指して頑張ろうということが基本的な考え方になっておりまして、その次の2ページ目から戦略が出ておりまして、成長産業創出戦略ということで、その下に重点プロジェクト、それから、4ページでは、次世代産業集積戦略ということで、具体的なプロジェクト、それから、3番目に有望市場開拓戦略ということで、重点プロジェクト、それで、最後に4番目、人材育成・確保戦略ということで、重点プロジェクトが出ております。今回、テクノ財団ということで、テクノ財団が重点的にといいますか、テクノ財団が参画してやるプロジェクトといたしましては、2ページにお戻りいただきまして、成長産業創出戦略の重点プロジェクトの1番目、国際的産学官連携による次世代リーディング産業の創出支援ということで、長野県テクノ財団にイノベーション推進本部というものを設置しまして、国際的な産学官連携というものは、国内だけではなくて、国際的な視野の下に新技術、新製品開発を産学官連携で促進しようということでございまして、また、同本部には、先ほどご説明しましたけれども、文部科学省の補助金も得まして、メディカル関係の支援をするということで、メディカル産業支援センターというものを設置しまして、メディカル関連機器の研究開発・事業化を加速することにしております。それから、後ほどの資料の説明にも関係してきますので、隣の2番目の研究開発型企業への転換支援というものもご説明いたしますけれども、テクノ財団の事業というものは、産学官による共同研究開発事業ということで、やはり、研究開発能力がある程度ある企業でないとは対応できないということで、そこまではいかないような、下請型企業の皆さんで、このような状況の中、研究開発型企業へ転換していきたいというような意欲をお持ちの方に対して、工業技術総合センターが研究開発の企画から試作まで一貫して支援するという事業が2番目の事業でございまして、このようなセットで成長産業の創出支援戦略を展開していこうと取り組んでいるところでございます。

それから、3番目ですけども、A3のちょっと大きめの資料ですけど、これは委員からのご指摘で、経済団体や市町村の商工行政との連携だとかが現場に降りていったときにどのような仕組みで効果が出ているのかが重要だと考えると、いろんな現場での連携した取り組みが必要だということで、またテクノ財団の話ではどうしてもリーディング産業の方にいってしまっていて、それには乗らない、根底に中小のものづくり産業も含めた底辺があるので、その振興もやっていかなければいけないんじゃないかというご指摘に対して用意した資料でございまして、まず、経済団体や市町村との連携による長野県テクノ財団の事業の進め方ということで、この例を見ていただきますと、公益財団法人長野県テクノ財団という四角から棒が伸びて、地域センター（県内5圏域）というものが書いてありますけれども、テクノ財団は県内5圏域に地域センターという、いわゆる出先機関を持っておりまして、そこに書いてあります地域が5圏域になるわけですけども、それぞれで地元の大学、企業団体、商工団体、市町村などを入れた地域協議会というものを設けまして、そこが、各地域の産業ニーズを細かに反映させた事業を企画したり、事業実施において色々と連携したりしてやっているということで、市町村とか経済団体とは非常に緊密に連携しながら事業をしているということでございます。もう一方、テクノ財団は研究開発型企業といえますか、先端的なところだけに対応していて、底辺的なところを支援していないのではないんじゃないかということですけど、そのことで、この資料の一番左側に主な顧客層というものを書いてありますけど、テクノ財団はこの顧客層の中の真ん中の、提案型・研究開発型企業を支援して、産学官連携によって県内の新産業、新技術、新製品の開発を促進しようというのが、ミッションになっておりますので、どうしても提案型・研究開発型企業への支援が中心になります。それで、下請型・受託加工型企業に対しても当然、このような企業が研究開発型の方へ転換していただくようにしていかなければいけませんので、そのあたりの支援を、技術支援機関としての長野県工業技術総合センターが行うということでございます。工業技術総合センターは、下請型の企業の日ごろの技術的な課題を解決する、そこに書いてありますけれども、技術の診療所といいますか、駆け込み寺ということで頑張っておりますし、そのような企業の方たちの中から研究開発型へいこうという人たちに対する支援も担当しておりまして、両機関が連携して県の産学官連携研究開発の効果的な企画とか実施が確保されていると考えております。

それから、次に資料4ですけども、資料4につきましては、テクノ財団は、メディカル関係機器に関するコーディネート機関に位置付けられているようだけれども、今はどこでもメディカルといっているし、先進的なところはもう止めているのではないかと、そのあたりのことを含めて中身を教えてほしい

という問いがございましたので、資料4を用意させていただきました。今はどこでもメディカルと言っているというご指摘ですけれども、メディカル関連産業といいますと、機器だけではなくて、医薬品とか食品とか、非常に広い分野になるわけですけれども、この分野につきましては、今後の我が国の重要な成長産業分野ということで、政府も、日本再生戦略にも位置付けておりました、このような分野、産業界への展開を支援するために、国も色々な重点施策を講じておりました、当然他の地域においても、それらの支援策を活用して、機器であるとか、医薬品であるとか、色々取り組みがなされております。そのような地域間での、非常に激しい競争の分野において、本県の地域産業がいかにして優位性を発揮していくかという戦略と具体的な取り組みについて説明するという目的で作ったものがこの資料4でございまして、資料4の1にメディカル関連機器における本県の優位性についてということで、本県の優位性の第1は、本県の製造業は非常に超精密加工技術等に優れておりました、メディカル関連機器の高機能化とか小型化とか軽量化とかモバイル化を優位に進められる、そのあたりを優位性と考えておりますし、また、優位性の第2は、信州大学医学部が医工連携に非常に熱心で、医療現場のニーズの提供とか、開発された機器の臨床試験等に対する支援体制などを整備いたしまして、テクノ財団と信州大学が連携して、産学官連携による研究開発の企業に対する支援体制、支援システム自体に、全国的にも非常に優位性を有しているのではないかと考えております。そのような体制の中で、色々な取り組みをしているわけですが、テクノ財団が特に関連するところが一番上の四角の中でございまして、文部科学省の、先ほどご説明しました補助金を受けて、テクノ財団が医工連携のためのメディカル産業支援センターを設置して、専任のコーディネーターも配置して、コーディネート活動などを通して、メディカル関連機器の開発を支援するほか、信州大学も含めた全体の事業の進捗管理をしているということがテクノ財団の役割になっております。信州大学は民間企業から研究者を招聘して医療機器の開発をやるとか、医工連携に携わる人の人材育成、また、大学の研究用機器の企業への開放などをやって、両者連携して取り組んでいるところでございます。次ページにイメージがわくようにということで、超精密加工技術によって初めて実現できました埋め込み型の人工補助心臓とか、また、500円玉ではないかと思うんですけど、硬貨と比べてこれほど小さい、体内にも埋め込みができるようになるんじゃないかというような超小型・高精度医療用マイクロポンプなど、このようなものが長野県の強みでできるんだということで今取り組んでいるところでございます。ご質問等に対するお答えとしての資料の説明は以上でございます。

【福田委員長】

御丁寧にありがとうございました。現場ってこういうものでほんとに深く入って見ないと分からないとか文章だけでは全然わからないとか、こうなったときに先ほど申し上げたようにここでできない仕事なのかどうかとか、そこがやっぱり判断付くところだと思うし、また、こういうのも私も理解しているなんて横柄なことを逆に言えないくらいで、そういうことだと思うんですけど、何か御質問とか、それ以上お聞きしたいとか、あまり時間はないんですけど、何かありますか。

よろしいですか。先ほど今井委員さんからたくさん書いてくださっていた、具体のイメージが付かないということで、私たち言っていたんですけど、ここまで用意していただいて、それでよろしいでしょうか。

【今井委員】

1点よろしいでしょうか。これまでの指摘の中で、中小企業振興センターの中に他団体との統合ということで、テクノ財団が想定されているというような提言があったと思うのですが、そのあたりはどのように考えていますか。

【ものづくり振興課長】

具体的にテクノ財団って書いていないので正式にはお答えすることは無いんだと思うんですけど、やはり長野県の産業振興戦略というものを今後どんなふうにしていくかと、支援体制をどんなふうにしていくのがいいかという議論の中で、テクノ財団は産学官連携研究開発に特化していますよね。その特化してやっていく団体がどんどん特化してやっていくのがいいのか、中小企業振興センターのように非

常に幅広い下請け振興から再生支援まで含めてやっているようなところと一緒にやればこういう理由で長野県産業支援機能が上がって、長野県の産業が活性化して行けるんだというような理論的な位置づけができて戦略として検討した上での話だと思うんですよ。ただ何か訳がわからなくて一緒になればいいじゃないかという話ではないと思います。

【福田委員長】

そうですね。特化すべきだと思うんですよね。ただそこについていける、ただここに特化して、高いところで走って上を見てる、国を見て走ってる、ここは下とかほかを見る必要はないわけで、これに付いていこうとする人がやりたいというか、入りたいという人と逆にそれを提案型にして、そこをつなぐ機能が必要だということです。そこは誰かだけど、これは別にテクノ財団じゃないです。提案をつなげるほかの機関が必要だと私は思います。そんなことまで振り返ったらものごと進まないの。

【小林ものづくり振興課長】

今のところ、そのような考えでございます。

【事務局】

続いて、関連で中小企業振興センターの関係で説明をお願いします。

【山崎経営支援課長】

経営支援課長の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公益財団法人長野県中小企業振興センターの改革基本方針につきましてですね、前回の委員会で詳細な内容をお示ししていませんでしたので、本日、資料を提供させていただいてですね、私の方から主な改正部分につきまして説明させていただきます。

それでは資料をご覧くださいと思いますが、振興センターにつきましては、中小企業者に対する経営相談、助言、取引あっせん、それから販路開拓、経営革新、新事業展開など経営全般に関わる支援、それと創業支援等を実施している団体でございます。公益法人制度改革への対応に伴い、平成24年4月から公益財団法人に移行したところでございます。今回の改革基本方針の改正案のポイントといたしましては、改革方針の必要な県の関与の継続という大方針は変更しないものの今年の3月にですね、平成24年度からの長野県ものづくり産業振興戦略プランを策定したことを踏まえまして、今までの産業振興戦略プランに基づく内容を改正するものでございます。具体的内容ですが、中ほどの(2)のところを御覧いただきたいと思っております。前の産業振興戦略プランに位置づけられました、マーケティング支援センターの設置によりまして、県外大手企業等への技術提案型の販路開拓の実施などにおきまして、一定の成果を挙げることができましたが、成長期待分野企業への技術提案力を伴った販路開拓、それから、さらなるグローバル市場に向けた販路開拓などの課題も生じているため、一層の体制強化が必要となつてきております。このため、(3)に記載がありますように、県では平成24年3月、長野県ものづくり産業振興戦略プランを策定いたしましたので、この中でセンターが担う役割としまして、中小企業が取り組む国際展開の支援や国内における更なる販路開拓の強化などが掲げられておりまして、このように振興センターに一定の役割を担わせる以上、県はセンターに積極的に関与して、プランの実現に取り組む責任があると考えております。次に改革実施による効果の欄を御覧ください。振興センターが長野県ものづくり産業振興戦略プランに位置づけられた有望市場開拓戦略等の実施機関としての機能を担って本県経済の振興につながるものと考えております。最後に、改革実施における留意点の欄を御覧ください。振興センターでは従前から新規採用抑制を行ってきておりますので、プロパー職員が減少してきているところでございますが、こうした状況にも留意しながら必要な県職員の派遣を行ってまいりたいと考えております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【福田委員長】

御質問、御意見ありますか。

ちょっと私から、こんな形で中小の方々も非常に頑張って成長なり国際化を目指していきたいと。や

っぱりそちらはそちらで現場でほんとに規模は小さいと言えども非常に高い技術を持ってらっしゃるところがすごく多いと思うんですね。先ほどおっしゃっていましたが、提案してって、そういうところはやれていると。ただ、問題は、さっき役割と云ったところで、俯瞰して見える問題は、なんですけども、テクノが担うとかそういうことじゃなくて、中小に非常にいい技術なり、これは国際に通用するといふものと、テクノもそうですけども、そういった国際なり、そういった長野県を越えて売り出すとかいったところを積極的にマネジメントするといふか、国際的にも、そこを一本化したりですね、テクノはテクノでやるんじゃないくて、そこのつなぎ役はどこにあるかっていうところが、私はちょっと問われますね。だから、県がそういうところを担う、調整なり、そこは不平等なく、そういったところを任せるところがあればとか、そういうところの機能が欠けているのかなと、だから県はセンターに関与してありますけども、さっき言ったように個表でばらばら出てきていますが、産業振興、特にものづくりという振興がいっぱいあるんだったら、それをトータルに見て共通課題をどう県の成長なり国際化に向けて売り出すかといふところの役割を担うところがいまいちボケてるかなといふふうに、見えないなといふふうな印象だったかなといふ感じがします。その辺は皆さん全体の本庁のいろいろなところも含めてなんですけども。

【ものづくり振興課長】

今言われたことはテクノ財団に関係するんですけども、山崎課長が申し上げました、マーケティング支援センターがリーディングとしてやっていくことですね。テクノ財団もそこに協力して海外展開はやっています。

【福田委員長】

そういう体制が整ったからということですね。

【ものづくり振興課長】

テクノ財団は研究開発とか製品開発のレベルでの国際連携をもちろんやります。シーズやなんかも海外に求めたり、研究相手を海外に求めたり、ただ、製品として売れるようになった段階ではそこに書いてあるマーケティング支援センターが国際展開もしていきますので、そこにテクノ財団も乗っかると、そういうスキームです。

【福田委員長】

これはボヤっとしたイメージじゃなくて、もうここは積極的に関与してどうこうという流れなり役割分担がきちっと描けているということですか。

【ものづくり振興課長】

描いております。そうです。

【福田委員長】

わかりました。ありがとうございます。

すいません。ちょっとこういったペーパーでは是非ばかり問われてもやっぱりそこが見えませんが非常に今で今日は理解させていただいて、逆にいえばこういった資料の提供なり御説明をどんどんして、やっていただくと皆さんの見方も変わってくるのかなと思います。これはこちらを含めてですけど。ありがとうございました。

【事務局】

続きましてですね、長寿社会開発センターの関係で先にお願ひしたいと思います。ちょっと順不同で申し訳ないんですがございますけれども、先般の中で、市町村などとの連携の姿とかですね、その辺の役割分担とか、そういうような御指摘いただいておりますので、担当の課長がまいっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

【小林健康長寿課長】

健康長寿課長の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

この検討会の部会で5点ほど御指摘をいただいたというふうに受け止めてございまして、今日のところはそれについて、簡単になってしまうわけですが、説明を申し上げたいと思います。

長寿社会開発センターは高齢者の生きがいづくり等を目指しているセンターですけど、ご指摘いただいた1点目として、市町村との連携が見えてこない、あるいはこれからの役割・ビジョンが明確になっていないのではないかというご指摘をいただいております。これはですね、ちょっと次のページをご覧くださいますと、スキームが書いてあるんですけども、シニア大学というのが長寿社会開発センターが担っている1つの大きな事業になっておりまして、昨年度の事業仕分けもきっかけにしてですね、これまでのあり方、ある姿を今後どういうふうにしていくかということいろいろ見直しを行ったわけなんですけども、その結果、これからシニア大学というものをこういった形で見直していきたいということで今取り組んでいるところであります。御指摘のことのほかにも盛り込まれてはいますが、せっかくの機会ですので、簡単に変更点等申し上げますと、この大学自体にはですね、3つの目的があったわけなんですけども、ここにもう少し明確にですね、社会参加というものを位置づけていこうということで、重点というふうに書いております。それから、シニア大学、県内に10か所それぞれ学部と称してですね、カリキュラムを組んだり、取組をしているわけなんですけども、その10か所の自主的なところももちろん大事なんですけども、全体的なカリキュラムをしっかり組み立てるという意味で、シニア大学運営委員会というのをですね、新たに設置をして、全体的な方向性とかカリキュラムの具体的な中身について助言をしたりというような意味で、ここにですね、統合するような大きな役割を担ってもらおうということで考えております。これについては今年度設置をして、先日第1回目の委員会を開いたところであります。それから、シニア大学そのものは、今回御指摘いただいておりますけども、授業料を値上げをしております。5,000円から8,500円ということで、これについても、これは県の補助金も入っておりますけども、基本的には長寿社会開発センターの自主的な運営というのをですね、ベースにするという観点から、必要な経費はできるだけ自主財源でということで、そういった観点でいうと、授業料もですね、それなりに負担していただく必要があるだろうということで値上げをしたところであります。重点的にしていくというふうに申し上げた社会参加づくりについてもカリキュラムの中ですね、しっかり落としこんでいく、四角で書いてありますけども、社会参加と抽象的に言っても分かりにくいので具体的にどんな分野があるか、どんな方法があるかといったことを勉強していただいたり、市町村を中心にですね、ボランティアセンターというのがいろいろ各地にありますので、そういったところに登録をしていただきながらですね、実践も進めていただくと、いったいようなことをシニア大学でより強化をしていきたいということがあります。それから左側にですね、今回市町村との役割ということでしたけども、市町村でも確かに高齢者大学ということでいろいろ行われていますので、もちろんそれと全く独立してですね、やるということだけではなくて、相互に単位を認定する等々のですね、工夫もできるのではないかと、このあたりもこれまであまり取り組まれておりませんでしたけども、市町村との連携をですね、新たに作っていこうということがあります。それからこのシニア大学を卒業した後、一番下になるわけなんですけども、実際の社会参加活動をいろいろ実践をしていただく、この場面では市町村のボランティアセンターを中心にですね、地域ベースのいろんな活動に入り込んでいただくようなことをイメージしております、このシニア大学の事務局としてもですね、卒業生がこういった形で活動しているかということもある程度把握をしながらですね、社会参加がどのように進んでいるのか、それをまたモニタリングしていきながら次に活かしていくと、そんなことを考えております。

以上、大きな柱立てですね、今、取り組んでいるところでありますので、もう一度前に戻っていただいて、改めて①のお話については、御指摘のとおりですね、市町村、社会福祉協議会、あるいはボランティアセンター等市町村の取組とうまく連携をしていきたいということ。それから、カリキュラムの単位をですね、相互に認定する制度、こういったものも導入しながら、市町村の高齢者大学と連携を図っていくと。こういったことを通じてですね、連携ができるのではないかと、このように考えております。それから、役割やビジョンについては先ほど申し上げたとおり、明確にしているつもりではございます。

それから②ですけれども、事務局の統合について、どういう基準で判断したのかとか、どういう中身

であったのかというところでありまして、それについては次の別紙の2というのがあります。事務局統合に係る検討結果ということでありまして、これは平成20年からですね、こういった形で長寿社会開発センターと一番のパートナーになりうるであろう社会福祉協議会、ここの統合について20年から検討を行ってきております。検討の経緯は、またそこを御覧いただければというふうに思いますが、結果的にはですね、次の4の検討結果というところで、①と②とありますけれども、結論的には同じわけなんですけれども、長寿社会開発センターの事務局と県の社会福祉協議会の事務局、高齢者や障害者の福祉に資するという意味では共通した分野かもしれませんが、実際にはですね、例えば、①でありますと、この長寿社会開発センターは既に公益法人になっておりますので、その制度に基づく新たな会計基準ということで基準を設けて行っております。一方、県の社会福祉協議会の方は、社会福祉法人としての扱いなんですけれども、公益法人化については未定だということもありまして、それぞれ会計基準とかですね、それから関係の規定が異なっていて、単純に事務局を統合するというだけでは、かえって事務処理がですね、煩雑になってしまうのではないかと話と、あと、②についてはですね、そもそも全体的に事務局を統合するということですが、それぞれ既に明確な事務を持って活動しておりますし、似ているようですけれども中身を見るとですね、センターの事業と社協の行っている事業、施策や事業内容が異なっておりますので、これは仮に統合してもですね、共通してできる部分というのはほとんどにごくごく限られておりますし、お互い現状でも厳しい限られた人数の中で業務を行っておりますので、統合によるメリットというものがですね、ほとんど生まれないということがありまして、実効性がないというふうな検討の結果になっております。結論的には同じことを整理したものではありませんけれども、統合は困難というか、できないということと、具体的な事業の中でですね、相互に協力して開催したり情報共有したりということは各論の中ではありますので、それはこれまでもやってきておりますし、今後もやっていきたいというような、そんな結論で今に至っているところであります。

それから、また表紙に戻っていただいて、シニア大学の授業料の値上げがですね、学生の減少につながるのではないかと御指摘であります。そのお手元にですね、1,268人という数字がございます。これ、申し訳ありません、こちらの不手際でですね、1,268というのは23年度の数字になっております。23年度はこの1,268で、今年度、24年度は1,264ということで、申し訳ありませんが、訂正をお願いできればと思います。値上げをしましたが、結果的にはほぼ同じ数字だったということであります。どうも学生さんの動向を見ていると、授業料の多寡で決まるというよりは、やはりカリキュラムの内容がですね、大きく左右するということがありますので、我々としては、魅力あるカリキュラムづくり、とりわけ社会参加づくりということを目指す以上ですね、そういったことも考えていきたいと思っております。

それから、関連して④で団塊世代がこれからもっともっと高齢化していくわけですので、そういったプログラムが必要ではないか、あるいは、特に過疎地域に対するですね、活躍なんかも期待されるのではないかとありますけれども、ここも含めてですね、まさにシニア大学でどんなことを勉強していただいて、役立てていただくか、特に社会につなげていく地域の支え手としてのですね、役割をさらに強化するためにどんな方策がいいのか、どんなカリキュラムがいいのかということで、先ほどスキームで見ていただきました、シニア大学運営委員会、ここを中心にですね、今、議論もしておりますので、そこ辺りからより実践的な具体的なカリキュラムにつなげていきたいということで取り組んでいるところであります。

すみません。説明が長くなって恐縮ですけれども。

【福田委員長】

何かご意見ご質問ありますか。

ちょっと私から1点だけ、カリキュラムということなんですけど、いわゆる都市部の方なんかはものすごく新しくなっちゃって、団塊の世代なんかはもう自分の上なんかは見ないですね。年上は。それで下を見て、さらに40代とか50代を見てファッションとかすべて変わってきています。考え方も。そういうのを見たときに、このシニアとかいう形の高齢化という中でというときに、過疎地の方は多少違っているかもしれないけれども、私は全国いろいろ九州とか行っている中で見る限り、情報が今どこも新聞

もテレビも同じなので、ぽっと1つきっかけを与えたら急に気持ちが若くなってとか、そういうことも重要だと思うんですよ。私がカリキュラムに口を出す話ではないんですけども、そうしたところでほんとに役割と言ったときに、啓発とか教えるとか勉強になるとか社会参加したとか、そういうのも一つですけど、もうその辺は目的としないですね、やっぱり医療費圧迫したりだとか、いろいろ財政にかかってくる問題とか、高齢化ゆえに動きは広範囲じゃないから逆にそちらをサポートしてでも気持ちは若くて健康、心身の健康を見てあげるとか、そのサポートが重要だと思うんですよ。だから、社会参加しましょうとか押し付けるじゃなくて、社会活動の参加の実践とあるんですけど、そういった若々しくて楽しさを知っていたら人数とか減ってきたりとかありますから、その部分ですね。社会参加を促すというよりも、気持ちを新たにするようなサポートを逆に差し上げて、それで、自立的になってもらう、参加をするんじゃないくて、自立してちょっとぐらいわがままでいいから、いつまでも女性だったら40代ぐらい若いとか、男性でも、まだまだ俺は働けるしやれるとか、そういうところを逆にサポートする役割があるのかなと思います。そういうカリキュラムというところを逆に目指していただきたいなとか。

【健康長寿課長】

そうですね。おっしゃるとおりです。

これは特に重みづけをして説明する資料で作っているんですけど、実際にはですね、社会参加づくりを進めますから入学してくださいと呼びかけると、そんなだったら自分は結構ですと引いちゃうんですよ。ですから、実際にやるときには、それはやっぱりあなた自身のためになりますよというところですね。

【福田委員長】

あなた自身のためにやりますも押し付けですよ。

そうじゃなくて、ほんとそんなこという人は無視しているくらいでいいんですよ。ただ、PRをしっかりして中身がいいとそそられて、行ってみようかなと、でもちょっとこんなテーマ恥ずかしいなって、ちょっと私には若いかな、みたいな感じだけど、行ってみたら、自分たちの歳でも実際やれるんだという、そのジレンマってあると思うんですね。だから、絶対押し付け、悪いけれども今までの社会参加っていうと昔の1つ世代上の方でいうと、お仕着せがましくやっても保守的に、ついてこられたんです、謙虚に。おもしろくないとか言いながらも言われるままに、はいはいってあったんですけど、あなたのためになりますよと言っちゃいけないと思います。ためになるというか、それになるだけのPRの仕方とかも変えていく必要があると思います。

【健康長寿課長】

そうですね。それはキャッチーな言い方をしないともちろん上から目線でやっているのは。

【福田委員長】

選択されると。御自身たちが選択されるんだという視点に立たないと、もし選択されるんだという、だから招待ですよ、はっきり言って。そのくらいの気がかかっていって、そしたら8,500円じゃなくてもしかしたら1万5千に釣り上げていく、そのくらいの商売感覚でPRの仕方とか、あちらはもう市場なんだと。獲得するにはどうしたらいいかという選択方針に変えられた方がいいと思います。

【健康長寿課長】

そうですね。そういうことも含めてこの運営委員会でいろいろ議論いただいているところなんですけどね。

【関委員】

この活動成果発表会では卒業生とかがいろいろ成果を見せる場なんですか。

【健康長寿課長】

そうですね。

【関委員】

ここも1つのPRの場みたいになっているんですか。

【健康長寿課長】

これも事業仕分けでいろいろ議論があったんですけど、実は、シニア大学って1学年でも1,500人近くの人っていて、2年間ですから3千人の人が勉強してですね、過去の累積からすると結構な人数なんですけど、意外と知られてないということがあるもんですから、いろんな形でPRする必要があるだろうということで、今も現にシニア大学をベースにして、地域で活動しているグループはたくさんあるので、その人たちに実際に発表する場を作ってですね、そこでやろうということで今度9月に大町で信州ねりんピックというのがありますので、そこで2グループ、実際にですね、舞台の上で発表していただくようなことを考えているんですね。それだけでは十分じゃないんですけど、そういったことも。

【福田委員長】

紹介して、発表してね。

【関委員】

そういう場を、たくさん参加する場を与えないと。それが重要だと思います。

【福田委員長】

参加の実践とか言ってもその場がなくて、その場を分からないじゃないですか。どうしていいか。卒業生には必ず発表させて、いい提案はちょっと小遣い稼げるぐらいの活動まで仕立ててあげるように提携を組むとか。そしたら自分たちで、卒業して発表して小遣い稼げるまで支援してもらえとかなると、そういう支援があると。

【健康長寿課長】

それは実はセンターの中にですね、賛助会員という制度があって、会費を出していただくんですけど、そのグループを作ってですね、活動すると、実はその財源の中から、助成金が出てくるんですね。そういう形でインセンティブを提供して活動を続けていただくようなこともやっています。

【福田委員長】

もっと商売的に戦略としてやられていったら、ここの自主運営を目指していく、御自身たちにも、受益者にもいいと思います。

【健康長寿課長】

そうですね。はい。

【福田委員長】

ほかにありますか。

では、お時間いただきましてありがとうございました。

【事務局】

残りの宿題も若干あるものですから、私の方から掻い摘んで御説明をさせていただきたいというふうに思います。

では、進行表に沿いますと、次は土地開発公社の関係で若干の御質疑をいただいていたかと思えます。お手元に若干資料もお出ししているわけですが、3点御指摘をいただいたように思います。1つは

ですね、リニアなどの新しい課題はですね、改革実施における留意点ではないのではないかと、むしろ今後の課題で整理すべきではないかというご指摘をいただいております、それはその通りだということですね、上記以外の課題の対応のところ整理します。これは整理の仕方だと思います。

2つ目はですね、長期保有土地は県が引き取ってそのあとどうなっているのかと、こういう御質問をいただきました。このとき私は言葉ではですね、富士見のメガソーラーによる活用などがあると思うが、次回説明させていただきたいと、こういうふうにお答えをしました。これは商工労働部が所管ということなんですけれども、県営産業団地の分譲状況等についてということで資料をお手元に差し上げてございますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。

1つはですね、日滝原産業団地というところがございます。2つ目は富士見高原産業団地でございます。日滝原は須坂にございます。引き取り時ということは平成23年の3月時点で土地開発公社から県が引き取ったときに残面積が8.91ヘクタールでございます。マルコメさんとかコヤマさんへの分譲ということをやりますと、今のところ6.11ヘクタールがまだ残ってますよという状態のお話です。2番目の富士見高原産業団地はですね、引き取り時18ヘクタールほどあったんですが、17.63ヘクタールほどですね、メガソーラー用地として賃貸借という方向でいま進んでございますので、現時点では0.49ヘクタール残っておりますが、平成25年度以降では企業への分譲予定ということで残面積がなくなるだろうと、こういうことでございます。富士見高原産業団地のメガソーラー誘致事業はそこにございますように、県としましてもですね、信州自然エネルギー元年であるということも位置づけてございまして、内陸部で最大規模、最大出力9メガワット程度のメガソーラーを誘致するというので、この6月にですね、プロポーザル方式によりまして、シャープさんを契約候補者として、現在契約の詳細を協議中ということでございます。貸付期間は20年間ということでございます。3番にございますように、今後につきましてもですね、知事等のトップセールスなどによりまして、企業誘致を図っていくということでございます。なお、2ページ目、3ページ目にですね、日滝原産業団地の図面ですね、網かけの部分がそれぞれ各企業さんに売れている部分でございます。今回の部分です。それから、最後の3ページ目はですね、富士見の部分でございます。

【福田委員長】

ありがとうございます。取引がこういうふうに動いているということで。

【事務局】

あと3つ目でですね、表現の問題でございます。改革基本方針の中でですね、事業量に応じた必要最小限の職員体制というふうに記載されているにもかかわらず、業務量に見合った職員体制ということで意味合いが違うのではないかと、表記の整合性を図るべきだということで、これにつきましては、事業量に応じた必要最小限の職員体制に統一をさせていただきたいと、こういうことでの整理をさせていただきたいと。これが土地開発公社の関係での御指摘の部分でございます。

それから、しなの鉄道の関係についても御指摘をいただいたと思います。それにつきましてもA4の横のですね、変更案についてということで、新幹線・在来線企画室からですね、資料が出ておりますので、そちらでちょっと御説明をさせていただきたいと思います。現行変更案というのが、これがこの前お示しした変更案でございまして、検討委員会の意見ということで、その記載の御意見をいただきました。部局の方として対応案でございますが、右側でございます。検討委員会の意見を踏まえ、変更案を以下のとおり修正ということでございまして、アンダーラインの部分でございますが、今後は26年度中に長野以北並行在来線の経営を引き受けることに加え、というようなことを文言を追加でございますし、その下の◎で、同様に変更案を以下のとおり修正ということで、通勤通学等地域の交通機関ということの位置づけをさせていただくと。御指摘の部分と対応案でございます。

それから、私学関係の御指摘をいただきました。私学関係3団体でございます。それにつきましても、検討見直し資料ということで情報公開・私学課の方からですね、資料が来ておりますのでそれに基づきまして若干御説明をさせていただきたいと思いますが、その前にですね、その次のページにお付けしてあります矢印のある表でございます。私学団体関係貸付事業の統合についてということで、矢印を入れた図を入れてございます。そこでちょっと若干御説明をしたいと思います。左側が従前のスタイルで、

右側が貸付事業の統合後のスタイルということでございます。ちょっと思い出していただくために若干御説明をさせていただきますと、長野県私立短期大学協会、これは短大の関係でございます。それから、長野県私学振興協会、これはこういう名前でございますが、基本的には高校、私立高校を対象としているところでございます。それから、その下が長野県私立幼稚園協会ということでございまして、それぞれそこにある役割とそれから具体的な事業では、それぞれ会員への貸付事業というのを行っております。その原資はですね、県の出資金と会員の出資金を元にしましてそれぞれ行ってきたんですけれども、これを右側のようにですね、原資を統合させていただきまして、私立学校への貸付事業というものを新たに作りまして、長野県私学教育協会、ここですね、一括統合して事業を行っていくという、そういう整理をしております。この私学教育協会はですね、そこにございますように、そのほかですね、私学団体事業に対する支援とか私立学校の退職金の運用とか、そういった役割を担うわけでございます。一方ですね、これまでございました、短大と幼稚園の方につきましては、それぞれですね、県との関係が切れます。いわゆる出資金がですね、一本化されてしましまして、私立短大、それから幼稚園に関するところはですね、それぞれ一般社団化もするとともに、そういうことで関係が切れますので、原課といたしましては、この2団体につきましては、外郭団体という定義から外していただくようお願いをしたいと、こういう整理でございます。それが今回の見直しの主な内容になっているわけでございます。もう一枚の方ですね、私学の方からいただいた資料で、重複するところではございますけれども、実は、ここの団体の改革方針のところ、少し文言的にですね、分かりにくいところがございます。というのはですね、出資金という整理の部分と、別個に実は貸付金というのが別にあったわけでございまして、それが右側のところなんでございますけれども、その貸付金についてはですね、短大はもともとなかったわけです。出資金だけだったんですけれども、ところが、幼稚園と私学振興協会の方はですね、それぞれ平成16年度まではですね、あったわけですけども、それ以後はなくなっているわけです。廃止したわけですね。そういう面ではですね、この改革基本方針の中身を読みますと、その貸付事業というものの廃止というものは謳っていたわけでございますが、それは既に実施済みで、それから別に出資金、県及び会員の出資金を原資とした貸付事業というもの、これは各学校に対する貸付事業というものは統合しなさいということもあったわけです。ですから、県の出資金を元にしてやっていた貸付事業は統合しなさい、それからそのほかに県から貸付金という形で出たものは廃止しなさいと、この2本立ての命題があったわけですけども、貸付金の方はもうすでに処理済みだったと。それから出資金は今回統合ができましたということで、この改革基本方針上はですね、一定の整理がなされると、そういうことを踏まえまして、今回改革基本方針の見直しをさせていただくとともに、繰り返しになりますが、私立幼稚園の方とそれから短大の方は県の外郭団体という位置づけの廃止をお願いしたいと、そういう整理の提案でございます。

【福田委員長】

了解いたしました。なんかすごい難しいですね。

【事務局】

そういう経過があってですね、県との関係があったんですけども、それはもう一本化して整理しようとして、こういう方向でございます。

【福田委員長】

よくわかりました。

今井委員さんもよろしいですか。

【今井委員】

はい。

【事務局】

それからつづきまして、社会福祉事業団の関係も御指摘をいただきました。これにつきましては、社

会福祉事業団、障害者支援課のペーパーでお手元にお配りをさせていただいております。ちょっといろんな様式があって申し訳ないんですけども、委員さんの方からいただいた意見としまして、このとき、人材確保の観点などから公募・非公募の、これは指定管理の関係なんですけども、公募・非公募の関係やその期間の延長の必要性等を書く必要はないのかという御指摘をいただいたように思います。障害者支援課、担当課の見解ということですね、ちょっと読ませていただきますが、実は長野県ではいくつかの社会福祉施設を経営していたわけなんですけども、今、指定管理に移行してきているという流れがございます。社会福祉施設等の管理運営においては以下の理由により、短期間で指定管理者が交代することは望ましくないと原課では考えているということでございます。一つには(1)でございますように、利用者個々の状況に応じた適切なサービスというものを提供しなきゃいけないという中でですね、それだけ人材育成というものが必要になってくると、ところが指定期間が短期間の場合にはですね、計画的安定的に職員を育成確保することが困難な状態であるということなんです。特にということで、(2)はですね、知的障害等がある場合はですね、時間がかかると、職員と入所者との関係でですね、信頼関係を構築すること、頻繁な交代というのは環境変化ということで利用者が不安定になってしまうと。(3)でございます、平成23年度に指定管理者制度を導入した信濃学園等に一定数の県職員を派遣してございます。これが支援ノウハウの承継ということで、ノウハウを引き継いでいくということですね、その間に指定管理者の職員の資質の向上、これの指定管理者職員というのは社会福祉事業団の職員のことなんですけども、その資質の向上や激変緩和を図っていくんですけども、それが、今度ですね、今はそれができなくとも、指定管理者がさらに交代した場合はですね、その辺がなかなか難しくなるという御指摘をいただいております。指定管理者との意見交換でもですね、現行制度では職員の安定確保や利用者サービスの充実の長期的な取組がなかなか難しいという中でですね、指定管理実績の適正評価と、次期指定管理者選定への反映、公募から非公募への切り替え、または、指定管理期間の長期化を要望する意見があったということでございます。3番は、なおなんですけども、総務省の方からどういうことを言っているかということですね、そこが参考までに言っておりますが、指定期間につきましては、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、指定期間を設けてよろしいと、こういうことでございます。そんなようなことも記載のとおりでございます。4番でございますが、以上のことからですね、原課としましては、社会福祉施設等の指定管理施設を安定的に管理運営するためには公募から非公募への切り替えや指定管理期間の長期化について検討する必要があると考えていると。ただし、現行のガイドライン、これはですね、行革課が作っております。現行のガイドラインで指定管理者の選定は原則公募、指定管理期間は原則5年と、私どもの方で決めております。このことから、指定管理者制度を所管する行政改革課とも協議してまいりたいと。内部の話なんですけど、実はですね、何を言いたいかということですね、これは指定管理者の問題というのは、実はこの外郭団体の問題とある面で裏腹のところがあるものですから、これは次回以降になると思うんですけども、この辺の考え方の整理についてもですね、ちょっと御意見を頂戴したいということで、それが念頭にありまして、こんな形の整理をさせていただいていると。

【福田委員長】

行革の方がやり込められてますね。

【事務局】

そうなんです。私どももですね、決して内部からですね、良くは思われておりませんので。非常に厳しい運営をしてきている中でですね、もう少し何とかしてほしいという声は常々いただいております。

【福田委員長】

でも、時代とともに課題が出てきたらいろいろ変えていく必要があるんです。そこは次回お待ちするということで。

【事務局】

それでですね、私どもが勝手に変えるのではなくて、委員の皆さん方と意見交換を通じてこうあるべ

しというものを方向性をですね、伺いたいというのがほんとのところでございます。

【福田委員長】

分かりました。ちょっとこれはこちらの課題とさせていただきます。ちょっとここはたぶんそういうふうになると思います。

【事務局】

文化振興事業団も似たような問題を持っております。

【福田委員長】

午後ですね。そうですね。じゃあ、その問題はちょっと念頭に入れておきます。こういった制度的な問題をはらんでいると。

【事務局】

それから最後でございますが、地域包括医療協議会の関係について資料を申し上げます。これは担当課が医療推進課ということでございます。これにつきましても、3点御指摘をいただいております。地域包括医療協議会に県が入ることのメリットは何かということでございますが、これはたぶん、御指摘の趣旨はですね、関係団体との関係性みたいなものだと思っております。ここは私も説明不足だったと思うんですが、ここにございますように、当該団体は県の医師会、それから市長会、町村会、歯科医師会、薬剤師会、それから看護協会、以下ですね、主要な医療関係団体、それから行政団体などの28団体で構成しております。県は必ずしも直接構成団体となっていないわけですけども、協議会というものを通じてですね、これらの団体と連携しながら、いろいろ推進していくという、そういう立場であるということでございます。それから2番目でございますが、一旦この団体を休止して、新たに再開したということだけでも、事業内容は変わっているのかと。必要性があつてまた作りなおしたということなのかということなんですけど、ちょっとここ文章が長くて恐縮ですが、ちょっと読ませていただきますが、そもそもですね、この団体は主な業務といたしまして、地域保健医療の推進のために医療機関や関係団体との連携体制づくり、それから、具体的にはですね、長野県総合健康センターというものの管理運営、今もですね、医師会等が入っている建物があるんですけど、そこにこういった組織があつたわけです。管理運営や各種検査業務みたいなものを県から受託してですね、行ってきたという団体でございます。ところが平成17年の9月の段階におきまして、その当時の改革基本方針においてですね、外郭団体の関与縮小方針が示されたこと、それから、平成17年度をもって県からの人件費補助を廃止するというようなことでありまして、この時の臨時総会において休止という形で決定をしたわけでございます。これは田中県政下においてそういう方向性が示されたわけですが、そのあとですね、村井県政下になりまして、先ほどの議論じゃないですけど、県医師会等との意見交換、協議を行うなどの結果ですね、地域保健医療推進のために医療機関や関係団体との連携体制づくり等というものがどうしても必要だということで、平成22年の6月に定款の一部改正を行うなどの本部活動の再開をさせていただいたということでございます。翌年の23年度からそこにありますように、健康増進対策事業等々のですね事業を実施しながら今後の活動について検討を進めているわけございまして、この新公益法人制度と対応しまして、一般社団法人化ということで決定をしております、所要の手続きを進めているということでございます。それから3番目です。私もちょっと朗読するだけで大変申し訳ないんですけど、病院完結型から地域完結型への転換というのは一体どういうことなのかということですね、もう少し考え方を説明してほしいということでございますが、これも読ませていただきますが、地域における医療の提供は従来の個々の病院で完結できるということではなくて、医療機能の分化、連携を推進することによってですね、急性期から回復期、在宅医療に至るまでですね、地域全体で医療というものを見ていくという方向、そういうことに転換をしております。これは医療費の縮減みたいなものとかですね、そういうものも絡んだ話だと思っておりますが、そういった中ではですね、より医療機関や施設や地域全体との連携などが必要で、その場合にですね、三師会を中心としたこういった協議会で調整していくということが非常に重要になってきているというそんな流れになってきているということでございます。それで

すね、もう1枚、その下にお付けしてある、次のページ、これは今般です、医療推進課の方から私どものほうにお願いという依頼が来ている内容なのでございますが、これもちょっと読ませていただきますと、現在の私どもの外郭団体の概念というのはですね、総務省さんの持っている第三セクターの概念を踏まえてですね、県出資外郭団体という用語を用いております。その対象を下記のように定めているということで、この改訂版ができるときは45団体で、現在43団体が対象になっているわけですが、大きく言いまして県が出資出捐しているすべての団体は原則として対象にしましょうと、こう広く取って、ただし次のものは対象外としているということなんです、どういうものが対象外となっているかということ、県出資比率が25%未満のうち、民間放送局など民間が設立運営主体となっているもの、さすがにSBCさんが県の外郭団体というわけにはいかないと、こういうことでございます、簡単に申し上げます。それから、設立後に職員の派遣や県からの財政支出が全くないという、関係性がないものと、それから全国規模のもので、これは県だけでやっているものではない。それから別途審議会を設けているもの、いわゆるこういった第三者的なものについて、別に動いているもの、これは現在該当しないわけですが、あと、それから、逆にですね、未出資であっても職員の派遣、反復継続的な財政支出など県行政と密接な関係を有する団体は対象に含めましょうということで、これです、例えば社協なども拾っているわけでございます。その下ですが、地域包括医療協議会に対する現状でございますが、当該協議会に対しては出資出捐は一切しておりません。それから、反復継続的な財政支出などももう切れておりまして、要はやっていないので、実は協議会サイドもですね、改革基本方針の対象団体としての関与、位置づけというのはいかなるものかというふうに言って来ているようでございまして、そういったことからですね、県と協議会というのは先ほども県が入っているわけじゃないということなものですから、地域医療推進の立場から密接な連携のもと協力して体制を構築するという立場でございまして、いわゆるここで言う外郭団体としての位置づけ及び関与というものはですね、もう切れているんじゃないかと、こういうようなお話をいただいてきておりまして、ここについてはですね、お諮りをさせていただいたうえで果たしてそうなのかどうかですね、もう関係というものはないと、外郭団体というのはいちよといんじじゃないかと。

【福田委員長】

そういう言い方をしてくれるなということなんです。

【事務局】

むしろそういうことでの御提案をいただいたということでございます。

ですから、今回ですね、今申し上げましたように、私学の方の2団体、それから、この地域包括医療協議会、今のところ3団体ですね、既にもう卒業と言いますか、よろしいんじゃないかと、こういうご提言をいただいていると。それで、冒頭言いましたように△印が付いているというふうに申し上げましたが、建築の関係でも同様の視点での提案がいただける可能性があります。ただ、ここはですね、一部、出資と言いますか、財政的支援関係がまだあるんですね。

【事務局】

出捐は500万円しております。

【事務局】

今の段階で申し上げておきますけども、21日の段階で、出捐を返還してでも自立していきたいと。

【福田委員長】

もう外郭団体と言われたくないと。分かりました。はい。

【事務局】

というような方向性ももしかしたら出てくる可能性がありますので。

【福田委員長】

すみません。どことどこだかもう一回ちょっと。
対象除外ですね。頼んでいるのは。
こっちは○になっているけど後ろは△…。

【事務局】

まだ△ということでもまだ完全に決めてないものですから今日御説明できないんですね。41番の長野県建築住宅センターというところですね。

【福田委員長】

そうですね。分かりました。
今日これ審議は難しいですね。

【事務局】

次回申し訳ないんですけどもお願いをしたいと。

【福田委員長】

一応全部終わりましたから、説明を受けていたものは終わりましたから、こういった役割も受けながら、この部会として逆にどうしようかというのをちょっと詰めて、ちょっとそういう形でさせていただきます。

【事務局】

私どももですね、時間が限られた中ですね、先ほど御指摘いただいた資料をどういうものにするか悩みが大きいんですけど、整理するのと、今、御指摘、意見を交換させていただいたものを事務的にですね、もう一度整理させていただいて、こういった議論があって、今のところこういうふうに御回答させていただいて、こういうふうに考えてますというようなものを資料として御用意をさせていただくことでよろしいかということですね。

【福田委員長】

とりあえずやってみてください。というか、本会議より私は頭の整理ができていないと思います。

【今井委員】

変更がないと言っているところについても、見ると若干ありますね。

【福田委員長】

そうなんです。だからそれは、はなから見るんじゃなくて、林とか農とか、そういうくくりで。

【今井委員】

全体をやるんですよ。個々に。

【事務局】

今の段階ですね、こういうところがという御指摘があるならば私どもも心の準備をしながら次回にどうするかということもあるんですけど。

【福田委員長】

だからそこは、委員の間で合意が取れてないんですけど。
今井さんはそうやりたい。

【今井委員】

やりたいです。

【福田委員長】

私はそういうやり方じゃなくて、さっき言ったように、林とか役割の中で見ていきたい。だから、今井さんがそうされたいのだったらちょっと申し訳ないけど御自身でやってみてください。

【今井委員】

役割の中でやってもいいんだけど、上がってきてない現行のまま変更ないよというところはそのままでもいいってことですか。

【福田委員長】

一応外部監査は通っていますよね。

【今井委員】

外部監査は通っているけども、この委員会として見た時にいやこの部分どうなんだというのはいくつかあるんです。

【福田委員長】

いや私はちょっと難しいです。

【今井委員】

それは前から言ってあるように全部やるんだという話ですよ。

【福田委員長】

全部やらないって話になったんじゃないですか、1回目に。

【今井委員】

そうじゃないですよ。上がってこないところについても一通り資料をもらって見たうえで必要があればどうなのかという指摘は出さなきゃいけないでしょう。

【関委員】

そういうふうにはとてもやりきれないって話になったと思います。

【福田委員長】

やりきれないって話だったですよ。

【関委員】

そうだった気がしますが。

【今井委員】

もちろんそんなに大きな問題ではない部分はあるので。

【事務局】

どういった点なのかももし御教示いただければ我々の事務方で整理できる部分もあるのかどうかなんですけども。それは委員長さんの方のお考えもあるので。

【福田委員長】

それは関さんと私が同じように、やりきれないということで、これは本会議でもそういう話になったじゃないですか。本会議でも最初にこの方式でやるって部会はこれでいいですねということで本会議の部会の進め方にも議事録として残っていると思うんですよね。

【今井委員】

それから、委員長、冒頭私言ったように総じてね、総じての課題提起3点あるんでそれをどこかの場面でちょっと。

【福田委員長】

今言っていたいて。

【今井委員】

まず1点はいろいろ今出てきている出捐金の返還について、今統一基準みたいなものがあるわけじゃないんですよね。

【事務局】

そうです。

【今井委員】

その辺をどう考えるのかというのが1つあると思うんです。私は返還ということについて、難しいかもしれないけどある程度の一定の統一基準ということを作る必要があるのではないだろうかというのが1点目の課題提起であります。それは今までの公認会計士の監査の中でも出捐金返還のことについての言及はあるわけですよね。それが1点目。

それから2点目。県関与の廃止という表現がありますよね。ところが県関与の廃止っていうと私はもう県の関与はゼロになりましたよと思っているんだけど、出捐金がある場合も、県関与の廃止という表現使っているんですよね。それは青木課長が課題提起されたと思うんだけど。それは表現変えなきゃいけないような気がするんです。

【福田委員長】

逆にですね。

【事務局】

それはおっしゃるところは分かります。紛らわしいということですね。

【今井委員】

紛らわしいです。今言っているのは恒常的な人的関与だとか財政支援はないっていうことであって、出捐金があるとかないとかということと関係なく県関与の廃止と言っているのか。極めて紛らわしいです。

【事務局】

おっしゃるとおりですね。その辺の整理が付いてないですね。

【今井委員】

全くゼロになっちゃうというからそれでいいねと思っちゃうんだけど実際には出捐金があるんですよね。

【福田委員長】

あるんですよね。そこは逃げられるかどうかですよね。

【今井委員】

そこが2点目。あくまで課題提起です。

【福田委員長】

表現の問題じゃなくてそれを自分たちから勘弁してよと言って 25%もらっているからいいよで逃げられちゃ困るじゃないのという見方ですね。

【今井委員】

それから3点目。公益法人改革に伴ってですね、一般財団法人へ移行だとか財団移行だとかあったり、これから予定しているとかあるんだけど、そのことを変更として書き込みをしているところと、全く触れていないところがあるんですよね。さっき言ったように表現の統一性ということで。それは入れるんなら入れる、あるいは区分けして入れる場合と入れない場合があるか分からないけど、それを統一してくれた方がいいと思うんですよね。その3点です。

【福田委員長】

分かりました。いっぱい出ましたし、それぞれ委員の間でも受け止めが違うんで、ちょっとどういうあれかということをもとめていただいて、次回までに1か月ないんで、やっていただいて、私の方で考えて、みなさんも考えてください。

【今井委員】

もし委員長がお許しいただけるんなら、私なりに提案がなかったところを見たところですね、こういう点がどうなのかというポイントについては、私から直接事務方へ話をさせてもらっていいですか。

【福田委員長】

それはいいと思います。

【今井委員】

それに基づいて事務方で判断してもらって。

【福田委員長】

それは私を通さないで自由に意見を言っていていいと思うんですよ。それで、こういう意見があったということは、まとめて二人に私だけじゃなくて関委員さんにも伝わるように。

【今井委員】

だから今の総体のね、課題指摘したからこれによってないやつが出てくる可能性があるわけですよね、今言ったように。

【事務局】

おっしゃる通りです。言い訳がましいことを言わせていただくと、実は田中県政下の時の基本方針を村井県政下で見直したんですが、このときはですね、重点団体の18団体をメインに具体的な議論があったんですが、そのほかの団体がどうも十分にですね、必ずしも文章的な整合性も含めてうまく整理されていないというのが私どもの事務方の問題意識もございまして、その辺は2番目の話ですね、県関与の云々、それから、公益法人制度改革に対する取組のその辺のところの整合性ですね、これは確かにおっしゃる通り十分取れてないと思います。それから出捐金の関係はですね、おっしゃる通り難しいんですが、包括外部監査からも方向性としては役割の済んだものは返還をしていくべきじゃないかという中で、

先ほど申し上げた建築住宅の方はもう既にそういう気構えでありますので、それはそういう方向性の流れの中にあるということだけは御承知をいただきたいと思っていますし、我々としてもそういう方向性に持っていきたいというふうには思っております。いつまでも県がだらだらと関与していればいいというものではないと思っております。

【福田委員長】

分かりました。部会としての今日出た意見は、これからまとめの方針になっていくんですけど、残された作業とかいろいろ出ています。それを体系的にまとめていただいて、今度は一番最初にこの3人でどうやるかという話もありますし、この部会でやるのかそれとも課題で止めておくのかとか全部それは今度決めますので、予めメールを出しといていただければ、メールでは議論はほとんど不可能なので、意見があれば、直接どんどん言っていただいて構いませんし、お願いいたします。こういう意見出ましたということを全部まとめていただいて。

【事務局】

分かりました。事務局として整理をさせていただきたいと思います。部会の案件はですね、 $+\alpha$ になってしまっていて大変申し訳ないと思っております。

【福田委員長】

そういうことはないです。もちろん委員をやるというのは当たり前、それはこちらの責任と3人も思っております。

まだまだいろんな意味での課題が出ましたけれども、きちんと取りまとめていけたらと思います。関委員さんの方も何かあったらどんどんおっしゃってってください。

では、これで、ジャスト12時なんです。1時からまたよろしくお願いいたします。1時から逆に戻り方なんでね、逆にこんなに激しい議論にはならないと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

では1時再開ということで、申し訳ございませんが。

◎ 委員会

【事務局：青木総務参事兼行政改革課長】

それでは、第4回の委員会を開催させていただきたいと思います。本日は事務的に申し上げますとまず最初に文化振興事業団が前回できなかったものですから、まず説明をさせていただいた後に、宿題といたしますかご提起いただいている林業公社、農業開発公社それぞれにつきまして、資料の提供、説明をさせていただきまして、ご議論をいただきたいと思っております。その後今後の議論の進め方ということでご議論いただくことになろうかと思っております、概ね5時ぐらいの終了を目途とさせていただきたいと考えております。大変長丁場でございますが、よろしくお願いたします。それではここからの進行は委員長さんをお願い申し上げます。

【福田委員長】

それでは文化振興事業団の説明、よろしくお願いたします。

1 文化振興事業団

【原山企画部長】

企画部長の原山でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、お手元の文化振興事業団の資料でございますけれども、資料1をご覧くださいと思います。文化振興事業団を県の施策の中でどういう位置付けをしているかということでございます。長野県文化芸術振興指針というものを平成21年度に策定いたしております。この指針は本県の文化芸術の振興を図る、その施策を効果的に展開するための指針ということで、指針の期間が平成21年度から概ね10年間となっております。この中には文化芸術の振興方策、施策の展開等が書いてありますけれども、5の指針の推進と役割分担の所をご覧くださいと思いますが、その右側に関係機関と書いてあります、関係機関に期待される役割でございますが、ゴシックで書かれておりますけれども、財団法人長野県文化振興事業団は文化施設の管理運営だけではなく、良質な企画展や自主事業の開催、地域文化を担う人材や団体の育成と支援、調査研究等を行い、本県の文化芸術の活動とその支援の中核的な役割を担うことを期待しているということでございます。これが、文化振興事業団の県としての位置付けになろうかと思っております。続きまして、文化振興事業団の概要につきましては、事業団の方から説明させていただきます。

【文化振興事業団 藤澤事務局長】

事務局長の藤澤でございます。文化振興事業団の概要につきましては、こちらから説明させていただきます。資料の2でございますが、同名の資料に基づき説明させていただきます。設立から目的まで、記載のとおりでございます。4の事業内容でございます。県から指定管理の指定を受けた5つの県立文化施設の管理運営と、埋蔵文化財センターでは埋蔵文化財の発掘調査研究を行っています。また、それぞれの会館やセンターでは特色ある自主事業などを実施しているところでございます。5の役員でございますが、役員は理事長以下9人の理事と2名の監事による11名でございます。職員の状況についてご説明いたします。総勢131名で運営しております。内訳でございますが、県の派遣職員が29名、うち26名が埋蔵文化財センターに所属しております。事務局に2名、信濃美術館1名の学芸員が派遣されております。プロパー職員は26名でございます。この網掛けの数字でございますが、事務系の職員が15名、技術系の職員が11名でございます。技術系の職員と申しますのは、舞台技術の職員でございます。ホールのありますホクト文化ホール、伊那文化会館、キッセイ文化ホールにそれぞれ配置しております。この舞台技術職員は、県内ではほかに求めることが難しい貴重な人材でございます。事務系の職員は15名、各課には最小限の配置となっております。女性職員はこのうち9名でございます、女性登用を積極的に行っていかなければならないと思っております。会館等の文化施設は県内広域に設置されておりますので、職員の人事も広域的に行う必要があるのですが、対応の難しさを感じているところでございます。右側をご覧ください。IIの事業団の運営施設の概要についてでございます。各館にはそれぞれ特長がございまして、その特長を活かしながら自主事業等を展開しております。ホクト文化ホールでは、

ウィーン楽友協会と提携して事業を行っております。また、伊那文化会館では、農村歌舞伎など伊那谷を中心とした地域性を持った芸能文化を取り入れているところでもあります。キッセイ文化ホールで現在行われておりますサイトウキネンフェスティバルの、特にオーケストラコンサートの会場として活用されるなど、メインの会場として使われているところでもあります。

次に、公益法人改革への対応でございます。記載のとおり、今年3月の理事会におきまして、一般財団法人(非営利型)への移行を決定いたしました。一般財団への移行とした主な理由でございます。(1)公益法人と比較し、柔軟な運営がしやすい、これは利益をあげる事業の実施が可能となる柔軟な運営ができるという意味でございます。2番目、外部からの寄附金がないため、公益法人のメリットがないと書いてございます。これは、外部からの寄附金がない当財団の運営上、寄附金控除のメリットがないというふうにお考えいただきたいと思っております。(3)貸館事業が公益目的事業に認定されない。これは、貸館事業を行う上で、県民の皆様に公平に貸館を行う、すなわち公益目的に限って貸館を行うという運営ではないということでございます。それらのことが、今回、一般財団法人を選択した理由に挙がるわけです。なお、来年4月から一般財団へ移行する予定でスケジュールを進めているところでございます。

次のページをご覧ください。現在までの改革の取組みについて、ご説明いたします。現在、文化会館の館長は公募により選任しております。それまでは、県職員が館長に配置されておりましたが、段階的に公募を実施しております。また、県立歴史館の県の直営化や理事定数の見直しなどを行い、平成18年4月には県の派遣職員を学芸員を除き引き上げております。ただ、平成19年4月からは、再び現在の事務局2名、信濃美術館学芸員1名の体制となっております。また、プロパー職員の登用でございますが副館長への登用等行っております。今後の基本方針でございます。平成25年度で現在指定管理を受けているところの管理期間が終了いたします。ホクト文化会館、伊那文化会館、キッセイ文化ホールの3つの会館と信濃美術館につきまして、次期指定管理の指定を受けてまいりたいと考えております。更に県以外の市町村が設置する文化施設につきましても積極的に指定管理の指定を受けてまいりたいと考えております。また先ほど最小限の配置と申しましたが、最小限の配置となっているプロパー職員の配置につきましては、基盤の安定を図りながら計画的に採用を判断してまいりたいと思っております。人材育成につきましては、研修の実施や業務を通じまして、更に実施を図ってまいりたいと思っております。概要につきましては、以上でございます。

【企画部長】

それでは資料3に基づきまして、包括外部監査を踏まえた課題と対応についての説明をさせていただきます。左側からでございますけれども、監査の視点1ということでございます。改革基本方針への取組ですが先ほどの事業団の説明にもありましたけれども、改革基本方針につきましては、平成16年度に策定したときには、平成18年から県の職員は引き上げるということで18年度実際にそれまで12名いた県職員の派遣を学芸員1人だけにしたわけです。ところが管理職を担う職員がプロパーの中に育ってないという状況の中で急激な県職員の引き上げがあったものですから、運営に大きな支障が生じたところでもあります。その結果、平成19年度に改革基本方針を改訂いたしまして、今この①にありますように平成23年度末までに県職員を部課長級職員を含め最小限派遣ということですが、要するに県の管理職を引き上げてプロパー職員を登用しようという改革基本方針だったわけですが、まだその段階でもプロパー職員が育っていないという状況の中で難しいということから平成24年2月に改革基本方針を改定しまして部課長級の職員の派遣を2年間延長して平成25年度末までとしたところでもあります。これに対し監査人の評価が②でありますけれども県の関与を抜本的に縮小するという点に関しては、進捗してないだろうということで、事業団の経営管理を担う人材はそのほとんどを県職員あるいはOBが占めている状況の中で、③の今後の課題になりますけれども、現状を踏まえると管理職として県職員の派遣に依存せざるを得ない実態なんだと。したがって改革基本方針を平成25年度末まで2年間延長したとしても、問題解決できるか疑問だということで、部課長級職員の派遣期間の延長とともに具体的な問題解決策及びそのスケジュールが必要ということでもあります。その前提として、事業団の今後の事業のあり方についてどうするんだということが問題となってくるわけでもあります。私どもとすれば課題として今後の事業団のあり方についてどうするかという話、それを踏まえて部課長級の県職員の派遣をどうする

かということ課題を掲げてございます。次の監査の視点の3、外郭団体の経営状況のところ。公益認定を受けるか否かの話がございまして、先ほど事業団から説明しましたように公益認定申請ではなく、一般財団への移行を既に決定をしているところでありまして、右の方にまいりまして、包括外部監査結果への対応策であります。課題1の今後の事業のあり方ですけれども、信濃美術館を除いた文化施設は公募による指定管理でありますので、5年後には必ず民間との競争があるという前提のもとです。もう一つは事業団の役割が、我々の期待としては、地域文化振興の中核として機能してもらいたいわけですけれども、その体制が不十分だということでありまして、これに対する事業団の考え方で、県の文化施設のみならず、市町村が設置する文化施設の管理運営、あるいは事業受託を行うことによって経営の長期的安定を図っていきたくて考えているところ、更に舞台技術のノウハウを有する専門職員の能力を活用し、地域文化活動との一層の連携を図り県民の文化向上に寄与したいという話であります。県といたしましては、基本的に指定管理という形で、民間との競合の中で文化振興事業団としての役割を果たしてもらいたいという観点から、自立的な運営を行う中で地域の文化・芸術振興の中核的な役割を担っていくことを期待しております。そのためには、事業団の財政的な基盤を支えて、安定的な運営を確立するための民間との競争の中でも指定管理を勝ち取れるだけの優れた経営ノウハウが必要で、また、魅力的な自主事業を始めとする文化芸術振興のための効果的な活動の展開が重要ですので、県としてはそのための必要な助言・支援を行っていきたくて考えております。

次に、課題2の部課長級職員の派遣期間の問題であります。年齢構成等の観点から、今いるプロパー職員の人材育成、管理職にすぐに登用できるかという話であれば、その人材育成が遅れている状況であると。それから、会計事務等の経験が少ないプロパー職員が多いといったことがございまして、そこで事業団としては、次長補佐ポストを新設するなどして、将来の管理職候補を育成していきたくて。あるいは、会計事務所等と連携し研修会を開催するといった対応を取りたいと思っております。県としては、現行の文化会館の指定管理期間中、つまり平成25年度までは、部課長級の県職員の派遣を継続し、次期の指定管理者の選定に向けて、事業団に全力で取り組んでももらいたいと思っております。次期指定管理の獲得如何によっては、事業団の運営に大きく影響を及ぼすこととなりますから、選定結果を踏まえて、県職員の派遣を含めた事業団の体制のあり方を検討していきたくて思っております。長期的な職員の育成でありますとか経営ということを考えれば、公募による指定管理というやり方をとるとそこはなかなか難しい面がありますが、一方では、やはり指定管理制度の民間との競合の中で鍛えられていく部分というものも大事な視点だと思っております。今回の指定管理をしっかり勝ち抜く、そのことによって、今まで積み重ねてきた実績もあるわけですから、それを踏まえた今後の文化振興事業団の長期的な体制というものも考えられるかなと考えております。そういったことを踏まえた派遣のあり方については、次期指定管理の獲得を見ながら考えていきたくて思っております。課題3については、先ほども申し上げましたとおり、一般財団法人への移行としており、これは適切と考えております。以上でございます。

【福田委員長】

今、お話しいただきましたけれど、特に2ページ目、3ページ目に今までの経緯とか現状の体制が整理されておりますけれども、何か質問がございましてでしょうか。

【酒井委員】

先日、事務局から事前にお送りいただいた資料で、今日の資料とは資料3が若干内容が違っていると思うのですが、事前にお送りいただいた資料に創造館のことが書かれています。飯田創造館。これについて課題といたしまして、地元市へ移管を打診しているけれども市財政の状況から困難な状況だとの記述がありますが、これは事業団の問題というよりは県の問題ですが、非常に利用者も少ない飯田創造館を県の施策として、設置、運営していく必要に若干疑問があるのではないかと思うのですが、その辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

【企画部長】

飯田創造館、佐久創造館は、設置した時点においては、県の文化芸術の振興拠点としての意味合いはあったかもしれませんが、今現在の県の認識とすれば市の施設としての管理の方が施設の利用実

態等をみれば適切であろうと考えて、飯田創造館、佐久創造館とも両市に対して移管をお願いしているところですが、両市からは財政的な負担もありすぐには難しいという回答を得ているところではありますが、私ども県としての方針は市へ移管させていただきたいということでございます。

【水本委員】

監査人の指摘する課題は、県の人的関与の抜本的縮減ということですが、事務局だけが対象ということで、埋蔵文化財センターの26名については、特に指摘はないということによろしいでしょうか。

【文化振興事業団事務局長】

監査人の指摘でございますが、埋蔵文化財センターは全て教員でありまして、県職員のいわゆる管理職としての指摘ではございません。

【酒井委員】

それぞれ管理をしている会館等でありまして、実際には県の文化振興の施策を担うものとして位置付けられて指定管理していると思うのですが、これを見ますと県からの委託料が8億円くらいかかっていて、それだけ税金を投入していると思ってしまうのですが、文化振興のために税金をどの程度使うかということは非常に難しい問題で、どこまでやるのがいいのかという難しさはあると思うのですが、ある意味では地域文化の振興というものを担っている各種文化会館に投じる税金というものはどうしても必要だということだと思ってしまうので、それぞれ指定管理を受けている事業団で経営を合理化してやっているということはわかるのですが、これについてはある程度限度というものがある、そういうことからしますとこうしたものに対する支出、委託料というものは県としてもある程度の額を確保するということをしていかなないと経営自体も立ち行かなくなるのかなと考えているのですが、それについての考え方を教えていただきたいと思っております。

【丸山生活文化課長】

それぞれの館の運営につきましては、基本的に係る費用については、経験的にこれくらいはかかるというものがあつて、そのほかにどれだけ事業で上乗せできるか、そのほか新規事業やイベント的なものをどの程度予算化していくかという中である程度平均的な額というのは経験的に出てきているのではないかと考えています。

【企画部長】

文化振興にどの位の費用を投じるかというのはそれぞれの自治体の判断によるところが大きいと思います。県的な規模でこれだけの施設を持っている県はそう多くないと思います。こういう大きな県民文化会館を大体は県庁所在地にひとつあるところが普通なんですけど、本県につきましては3つ、これは長野県としての特性があります。そういう意味での費用の負担は相当多いと思っておりますけれども、やはり長野県の文化芸術というものをしっかり守っていくためには、一定の費用というものは必ずかかってくるものと思っておりますし、財政的な面だけで切り捨てていくということには、私どもはくみしないと考えています。

【福田委員長】

難しい話だと思ってしまうのですが、そもそも県の文化と何か、何を文化として守ろうとしているのかとか。今、文化というのはいろいろ変わってきている面があつて、文化と銘打って、3か所でも1か所でも箱があつて、そこを経営するために文化をやるのではないので、県が本当に守ろうとしたりとか、施設まで作って、そこにお金を投入してまでやろうとしている文化というのはどういった理念でやっているのかということをお聞きしたいのですが。

【企画部長】

抽象的な表現になってしまう面があつて恐縮ですが、これは一番最初に資料1で文化芸術振興

指針という形で出させてもらっております。基本目的と施策の方向性とありますとおり、県民一人ひとりの感性ということで、文化芸術に対する県民の参加、それから人材の育成、そしてやはりそうした文化施設を建設し、そこを拠点として文化のサービスを提供するといったもの。更に地域の文化財の保護や継承といったもの、あるいはその下にありますように文化芸術と産業・観光の振興といったものも当然視野に置きながらやるという話になりますので、一言で文化に対してどういうポリシーを持ってやるのかと言われるとなかなか難しいのですけれども、ここにあるように幅広い観点で、県とすれば文化芸術の振興に務めているという状況であります。

【福田委員長】

この資料の4に施策がいろいろありますが、総花的で文化とつければ子供から大人まで、何もかもが産業までも文化と言えてしまっているというところで、では実際に難しいとは思いますが、一つ一つの事業を実行するに当たって、どのくらいの経費が投入されて、どのくらいの売り上げなり利益があったかと、実際にその作業をやってくれということではないのですが、そういうところまで見ないと何も見えないなという気がするんですね。それで、職員の配置やプロパーの方が少ないとか言われても、ここに羅列されている展開例とありますけれども、1個1個について、確かにイベント一つやるにしてもすごいエネルギーがかかるし、経費はかかるしなんですけど、でも実を言うと、その経費やイベントが本当に地域を守るとか、県民の税金を投入してまで守るものなのか、地域の努力とかすごい評価が難しいところなので、私としては3箇所に拠点があってそれが多いいとかというのは、全然、話が違うと思っ
ていまして、一つひとつやっていることが、市町村とか地域の関係とか、本当に自主的に地域からの発意だとか、守ろうという熱意でやってないものであるならば、時代と共に仕方がないなという面があってもいいと思っているので、その辺のものが分からずして、なかなか議論がしにくいというのが私の感想なんです。だから進め方というのも非常に難しい、ちょっとわからない、見えにくいなというところがあります。

【今井委員】

今後の事業の進め方の中で、市町村の文化施設の管理運営とか、事業委託というのが方向として出ていますよね。それが今の人的体制で更なるそのようなことが可能なかどうか。ましてやこのところずっと人員の育成については遅れてきているわけですね。したがって県の派遣がどんどんずれ込んできているわけですが、それは可能なのですか。

【文化振興事業団事務局長】

先程来職員数が非常に少ない体制の中でやってきていると説明もしてきております。市町村が設置する施設も受けていきたいというのに足りるのかということにつきましても、正直な話、そのとおりでございます。やはり、今いるものだけやるのではなく採用もしていかなければならない。また、採用以外の形で多様な形態で雇用を図っていきながら、今いる職員がコアとなってやっていくということが一つの考え方になると思います。また、段階的にも最初にそのコアとなる人間を配置しながら、だんだんと職員を研修し、伸ばしていく、そんなこともやっていかなければいけないと思います。今いる体制だけで全てクリアできるとは思っておりません。

【今井委員】

先程、部長がおっしゃった創造館については、各市に移管した方が良いというお話がありましたけれども、各市町村の文化施設もそういった視点からいうと、むしろ各市町村が運営した方が地域密着といえるのではないかという気がして、そのことと今の受けていくという話が無理があるような気がするのですけれども。

【文化振興事業団事務局長】

創造館のあり方というのは、ホールを持っている会館とは少し違うと思っています。今、我々が言っておりますのはホールを持っている会館を想定しております。ですから、創造館と我々がこれから目指

していく方向とは違ってくると思います。

【酒井委員】

文化の捉え方は先程から出ていて、いろいろあるんですけども、私の一つの見方としては、地域文化というものを振興していくためには、地域の皆さんが自ら生涯学習の中で学んだものを発表する機会ですとかその地域の文化を鑑賞する機会、あるいは地方都市ではなかなか鑑賞することのできないオーケストラですとかオペラなどを見る機会等も必要だということの中で、広域的な施設として県の文化会館が3つ配置されていると思っています。例えば伊那市の例で言いますと、伊那市は一つの大きなオーケストラを誘致するに当たって、県の文化会館と共同して一つのものに800万円支出するとか、そういう共同体制で連携しながらやっていくということもあるわけです。どうしても地方都市を魅力あるものにしていくためには、ある程度、文化度の高いものについても触れる機会が確保されていないと魅力が低下していく、定住が促進されないという面もありまして、例えば、これは極端に映るかもしれませんが、医師確保というのが、今、非常に難しい状況なんですけど、この医師確保をするにはどうするかというと、やはり教育機関や文化施設がある程度揃っていないと、なかなか医師も来てくれないという状況もあります。だから、非常に医師確保という大変な課題の中で、やはり文化施設が持つ役割というのは非常に魅力がありまして、そういう面でも大きな存在であると思っています。

それから今提案されております市町村の文化施設についても、管理を拡大していくという話があるのですが、伊那市におきましても、文化施設、図書館や歴史博物館、創造館などいくつもあるのですが、そういうものの連携が悪いということで、今、文化事業团的なものを作って連携を持たして管理しているかどうかという話があるのですが、今、お聞きしたら、そんなことをするよりも、県の事業団のほうに委託して、県の文化会館とも連携してやった方が効率的でもあるし、地域文化の振興ということでいくとノウハウもある文化事業団がいいのかなと、今、考えておりまして、これからは、そのようなことも地域として採用ができればいいかなと考えた次第です。

【福田委員長】

今の酒井委員さんのお話でやっと理解ができました。県や事業団の説明が現場から出ているものではなくて、羅列だけなのでなかなか伝わってこなかったのですが、今の酒井委員さんのお話で地方都市なり地域なり市町村との関係なりというものがすごく伝わってきました。意味というか意義というか、市町村との役割というか、今のお話でやっと理解できました。イメージが湧いてきました。他の委員さんお願いします。

【水本委員】

一番問題となっている人材の育成という部分なんですけれども、具体的に進まないということでもまた、2年間延長になったのですけれども、具体的にどのようなことを過去にされてきて、今、何をされているのでしょうか。

【文化振興事業団事務局長】

今のお話をする段階で承知していただきたいのですが、平成17年度末の段階では、県から派遣されていて、また、指定管理になる前の段階だったわけですが、18年度から指定管理になり、また県の職員も引き上げたという経過がございます。それから3年の間に、事業団の職員が8人辞めてしまいました。ということがございまして、本来であればそこで育つべき、今、まだ現役で配置されているべき人たちがそこでそれだけごっそりと辞めてしまったということがございます。ですので、何もやっていないわけではないのですが、一番いいところの職員が育っていない、一番いいところの職員がいないという状況にあります。ですので、まだこれから管理職になってもらいたい職員は若いのであります。先程事務系の職員が15名、技術系の職員が11名と申し上げました。技術系の11名は舞台の職員であります。舞台の職員であります、副館長という配置も2か所しております。やはり技術系の皆さんに管理職的な、事務局長を担っていただくには、今まで育ってきた環境が違うものでもあります。ですから、やはり事務系の中からそういう人間を育てなければならないということなのですが、残念ながらまだ若いという

ことがございます。19年度に辞めてしまった方々が、今考えればいい段階でいなくなってしまったという現状であります。回答にならないかもしれませんが、現状の説明であります。ただ、今は何もやっていないのではなく、事務局に職員を配置して勉強もしてもらっているのですが、なかなか育ってきていないというような現状であります。

【福田委員長】

辞めていく理由というのは、为什么呢。

【文化振興事業団事務局長】

これは感想になってしまうのですが、県職員がいなくなってから大分混乱したと、そして1年間で県職員が復帰したというのは混乱を整理するために復帰したということがあります。もう一つは、指定管理になってしまい、その中には将来的なものに対する不安みたいなものを感じた人がいたということだと思います。他にも個人的な事情がございますが、一つの傾向としてそういうことがありました。それが今大きな影響を残しているところでございます。

【水本委員】

40代が6人、50代が5人いるのですがなかなか能力的に難しいのでしょうか。頭数はいるように思うのですが。

【文化振興事業団事務局長】

女性だから男性だからという言い方は無いのですが、女性職員が15名のうち9名います。先程も女性登用を積極的に進めていきたいと申し上げたところです。ただ、広域的な人事が難しい。例えば伊那市でありますと県の南の方であります。また長野にもこれだけのものがございます。やはりそれだけのものに多くの人材を配置するということになりまして、家庭を持っている、子供を育てている女性というのはやはり広い人事は厳しいのかなというところはございます。

【福田委員長】

事業団の存在意義とか働く使命とか意味が辞めていかれた方々に伝わっていなかったのではなかったのかなと。こういうことをやるからといわれたからするのではなく、自分たちの地域を守るということはどういうことかというときに、こういったイベントなりコンサートを打つことが仕事ではなくて、その根幹たるところが、地域そのものを守る、それはどういうことかと言ったら、今言った話がありますよね。そのために文化が担う役割というのは本当に大きいんだよみたいなところが伝わらないと、と思うんですよ。それは女性か男性かとか、子供や働き盛りとかいうことではなくて、そういうことが伝われば、例えば若い人でも使命感とか、今はなかなか就職しにくくて、新卒でもニートが15万人ですか、全国で、それでも就職活動をやめてしまう人もいる時代ですから、例えばこの地域を守る、この地域を出て行かない、そういった人たちの心に訴えるというか、喚起できるものというか、それは施設の経営主体のほうのテーマだと私は思います、要するにそれを訴えかける、なぜ今、地域文化を守るのかとか、造らなければいけないとか、ここが資料から私はわからなくて、でもそれがわからないと新しい事もできないし、人はもしかしてやめ続けちゃうかもしれないし、そこの情熱みたいなものを打ち出していないと、経営というのはそういうところがすごく大事だと思います。職員の能力がどうこうと言う前に、トップの情熱の示し方の問題だと私は思います。

【酒井委員】

今の委員長のお話ですけれども、実は、最近、伊那文化会館の館長になられた方は、マスコミにおられた方で、その退職後に大学でもう一度文化を学び直して、そういう高い意思をもって公募に応募された方なんです。給料は20数万です。それで50ちょっとですが単身赴任なんです。ですから、お金に関係なく文化振興をしたいという想いで、応募されているというのは、私は大変すばらしいことだと思っております。それで今、地域を回って講演活動などをして、文化をもっと振興する、あるいは地域が

らもっと発信するということに大変熱心な方なんです。そういう館長さんがいらっしゃるというのは、大変いいことでして、県にとってもいいし、地域の市町村にとってもいいし、そういう方もいらっしゃいますので、是非そういう高い意識を持った館長さんが大いに活躍されて、働き甲斐のあるような事業団活動と申しますか、そのようにしていただければありがたい。そして、そういうことに必要な税金というのは投じていく必要があるのかなと思っております。

【福田委員長】

人が人を呼んで、人を育ててという仕組みを、県庁と事業団と今言われたようなお話、ここをきちつとですね、どういった事業団であつたらいいとか、県の役割とか、そういう方々がいっぱいいらっしゃると申すんです。お金じゃないんだよと言って頑張っておられるような方を集めて、どうあつてほしいとか、支援というのはお金だけではないかもしれないです。そういうすごい熱血風の人を集めて県外に発信するとか、もっといいやり方があるかもしれないから、そういうところを県庁なり事業団が担うとか、少しやることを工夫というか市町村と一緒に役割というものを担っていただけたらなと思います。

【関委員】

文化の発信性ですとか情熱とかとも関連してくると思うのですが、事業団の運営施設の概要のところの利用者数を見ていてとても気になったのが、信濃美術館が毎年、8万人ベースで利用者数が減っていると、一方、飯田創造館の方は年4000人ベースで増えていますよね。この辺の減少理由ですとか増加理由がどのようなどころにあると分析なさっているのか、少し気になったんですね。減ってしまっていると働く側も不安を覚えると思いますし、そういったところの対策なりが練れていないとこれから先のビジョンというものも見えてこないと思うのですがいかがなお考えをお持ちでしょうか。

【文化振興事業団事務局長】

信濃美術館に変動があるということにつきましては、信濃美術館は善光寺のすぐそばにございまして、御開帳に合わせて入館者が増減するという傾向がございまして、それが大きな原因でございまして、飯田創造館につきましても、頑張っているんですけども、その地域における人たちが多く増えたり減ったりということではなくみんな利用している。そんなに大きな変動もないと。確かに4000人の増はございまして、これも極端に増えているという認識ではなく、地道な活動の結果かと認識しております。

【水本委員】

指定管理の選定のときに、競合と申しますか、公募した場合にはかなり応募があるのですか。民間も含めてですが。

【企画部】

飯田創造館が昨年度に指定管理の選定を行ったのですが、その際には文化振興事業団、埼玉県を本社とする民間の事業者、それと地元飯田の1者、という3者で競合して事業団に決定したところでございます。それで埼玉の事業者のお話ですと、施設面での魅力があるということで、飯田の中で一つ文化振興をやってみたいという非常に意欲的な面からご応募いただきました。それから飯田市の民間事業者につきましては、地元であるということで、その中において、新たな事業展開として文化振興の分野にも進出したいということで応募していただいたという経過がございまして。

【福田委員長】

とりあえず説明いただいた中でいろいろ施設のあり方とか役割とか、経営といった面からの質問は終わったので、とりあえずまた審議していく中で、疑問点等ございましたら、事務局を通してお伺いします。今日はこれまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

【企画部長】

どうもありがとうございました。今、委員長さんからお話がありましたとおり、県の文化振興のあり方と事業団の果たす役割の中で、どれだけ新たな展開が生まれるだけの情熱を持った仕組みを含めて検討していかなければならないと、よく認識をいたしましたので、そのことによって人材も確保できるでしょうし、ただし、指定管理という競合という問題は、雇用する人たちにとっての大きな障害であることも間違いないですが、そこは文化振興事業団がしっかり基盤を作って、必ず指定管理を取っていただけるだけの魅力と実力を兼ね備えた組織にしていきたいと思っております。

【福田委員長】

全国的に指定管理が入ってきて、全国が指定管理にびくびくしているのですけれども、そうではないよと、指定管理を使っても、なおという姿勢を新たに作っていただけたらと思います。

2 長野県林業公社

【林業公社 林副理事長】

副理事長の林伸幸でございます。

前回の委員会では私どもの説明が不足していたと思われまので、改めて補足させていただきます。資料1上段の「森林経営のサイクル」について説明させていただきます。イメージしていただきたいのですが、建築用、土木用、パルプ用、燃料用など、それぞれの用途に使うため、木を切って、運び出された山がある状態を思い浮かべていただきたいと思えます。公社と所有者では、この状態で、分収造林契約を結んでおります。林地では、枝や先端の細い部分などが散乱しておりますから、まず、この片付けを行います。枝などを水平に集積しまして、タナというものを作ります。この作業を地ごしらえと申します。タナは、雨水の勢いを低減し、山の保全にも有効なものでございます。その後、植林します。春に植え、その年の夏から数年間、毎年下刈を行います。苗木がカヤなどの他の植物に負けない大きさになるまでの数年間、毎夏に行います。場所によりましては、1年間に2回実施するような場合もございます。15年位になりますと除伐を実施します。この段階になりますと、下草ではなく、灌木類や広葉樹など、苗木の成長に支障を及ぼすものを除去いたします。更に25年、35年ころに保育間伐、いわゆる切捨て間伐を行います。この間伐という作業は、木を大きく育てるために、人為的に本数を調整していく作業でございまして、山を育てるためには必要な作業でございまして、この間、契約地の見回りですとか、無節といわれる優良材生産のために枝打ちですとかツル切り、獣害防除など実施をいたします。ここまでは、保育といひまして、いわゆる育てることを主体とする「投資を必要とする期間」となります。そして、矢印の先にいきまして、50年、60年頃にも間伐を実施します。この頃の間伐は、間伐材を売ってお金に換える収入間伐となります。そして、80年くらいになりますと、主伐を行い、最終的な収入を得るといふことになりまして、この収入間伐、主伐という期間というものが「収益を得る期間」となります。なお、以前は捨てられておりました先端部分や枝の部分が、発電などの木質バイオマスとして活用され、売れる資源になるかもしれないという現在の状況でございまして、その点につきましては大いに期待しているところでございます。主伐が終わりますと、公社の契約森林は土地所有者に返されます。そうしますとまた最初の状態になりますので、同様に植林から始めます。この繰り返しとなりますので、林業というのは循環型の産業でございまして、現在の公社の山は、主に「投資を必要とする」、「保育を必要とする山」でございまして、一部収入間伐を実施するなど、「収益を得る」状態になった山もあるという現在の状況でございまして、資料1の下段の「林業公社事業の仕組み」になりますけど、公社は、森林の生育状況などの把握を行い、上段のサイクルで説明したそれぞれの施業予定箇所の決定、更に調査、測量と委託施業の予定額を算出し、森林組合などに施業を発注いたします。作業中は現場指導・監督や検査を行います。公社の契約地は集団的で、規模がそれなりの大きさがございまして、効率的に、豊かな森林の造成が図られております。この間、地ごしらえ、植林、下刈、間伐などの経費は全て公社が負担し、収入間伐や主伐の収入を所有者と分配する仕組み、これが分収林の仕組みでございまして、このため、収入がなくても施業を実施するために、公庫や県からその費用を借りておまして、これが、

債務残高となっております。

契約地の一例をご紹介します。これは、下伊那郡の大鹿村でございます。造林契約を一番多く結んでいる村でございます。公社との契約地は 1243ha、うち造林契約地は 1191ha、これは、村総面積の 5%、そして村の民有林の 8.2%にあたります。民有林のうち人工林といいまして、人によって植えられた森林の面積率を人工林率といいますけれども、村全体が 51%のうち公社契約地が 14%となります。この地図でいきますと、右下の斜線を引いてある部分が国有林になります。それ以外が民有林です。そして縦と中央付近に斜線が引いてございますが、それが、道路であったり、集落の人家で、それ以外のところが民有林になります。そして、緑色の部分が契約地でございます。集落から離れた奥地でございます。左上の緑色が集中している部分ですが、この部分を植えたころには道はございませんでした。その後、県により林道が新設され、現在、県や市町村の支援をいただいているところでございます。先ほど説明しましたサイクルの作業を実施し、森林資源の造成、水源のかん養、林地の保全などの公益的機能の発揮に大きく貢献していると思っております。また、業務主任を雇用しまして、継続的な見回りの実施により、境界の明確化にも貢献しております。最近シカに木の皮を食べられる被害が拡大しております。このため、木の幹にテープを巻く防除対策を積極的に実施しているところでございますが、テープ巻きは公社が最初に取り組み、成果があったことから、各地区で同様な取組が実施されているところでございます。今後も、所有者、市町村、それから地域の方々のご理解とご協力のもと、継続して作業を実施し、森林づくりを推進していきたいと思っております。また、裏面の一番上の写真ですが、これは植林をしまして数年たった写真でございます。よく見ますと水平に横線ははいっているのが見えるかと思いますが、これが先程申し上げました植林前に設置した「タナ」でございます。そしてその下が、更にそれから 20 年くらいたった時の状況でございます。木がかなり大きくなりまして、横線などが見えなくなっております。一番下は、その林の中の状況でございます。左の写真を見ていただきますと獣害対策のテープ巻きの様子がおわかりいただけると思っております。また、右の写真にありますように下草もあり、広葉樹も適度に残されておまして、健全な状態になっていると思っております。

これまでに実施してきた施業の成果といたしまして、310 億円の負債額が、そしてその対価が、ただいま写真で説明いたしました森林となっていることを、ご理解いただきたいと思っております。ちなみに、公社の設立は昭和 41 年ですが、その頃の全国の木材の需要は、昭和 30 年代には全国で 4500 万 m³でした。それが昭和 45 年には 1 億 m³を越えております。戦後の復興と経済成長による需要が非常に多かった時代でございます。また、県内の苗木出荷量で言いますと、昭和 28 年が 3700 万本、昭和 35 年がその半分以上の 1700 万本となっております、言ってみれば自分の家、里に近い場所で、植えられるところはかなり植えられてきた時代だったと思っております。

そういう中で、昭和 36 年に、上伊那、下伊那地域では天竜川の氾濫によりまして、死者行方不明者が 130 人以上、全壊家屋 900 戸という大災害が発生しております。これは単に天竜川の水位が上がったということではなく、多数の天竜川へそれぞれ流れ込む川の上流部の山で、崩落が多数発生しまして、これらが土石流となって天竜川へ一気に土砂が流入しました。このため、川が埋め立てられて水位が一気に上昇し、堤防が決壊したというより堤防を乗り越えたために起きた災害でございます。当時植えられた苗木はまだ、山を支えるほどには成長していなかったでしょうし、植えられていない山もあった状態でございましたので、将来の木材の需要を満たすということのほかに、国土保全の必要性からも、山づくりが喫緊の課題だったと思っております。特に奥山の植えられていない山を、所有者の金銭的な負担を求めないで山をつくるために、創られたのが分収林制度でございます。36 災当時を知る方は、治山が進み、山の木が大きくなってきたことから、災害が減った、被害の程度がひどくなくなったと仰っています。

これからも、公社といたしましては、管理を継続して、健全な森林を育成していくことが、地下水保全の観点からも大変重要と考えています。現在、契約者の皆様方とは、非常に強い信頼関係が構築されております。こういったことから、是非、管理を継続させていただきたいと思っております。

【林務部長】

それでは、引き続き資料の 2 の説明をさせていただきます。ただいま説明がありましたように、公社の役割として、これまでの森林整備、森林づくりに対しての貢献は非常に大きなものでありました。その存続、それから廃止に関する課題の検討ということで、資料 2 では表にして説明できるようにさせて

いただきました。ここでは、区分にございますように、存続というのはただいま説明いたしましたように、引き続き経営を推進しながら分収林契約を全うする、それから廃止の場合は、2とおりがざいますて、一つは公社造林を解散して、それを県営林として県が引き継ぐ場合、もう一つは公社廃止と同時に全て所有者に返してしまう、完全に公社の役割をやめてしまう、県の役割を離れてしまう、そういった3つに区分させていただきます。

メリット、デメリットということでそれぞれ整理させていただきましたが、説明させていただきます。内容は非常に多くなりますのでポイントだけ説明させていただきます。全国の状況をご覧いただきたいのですが、現在35都道府県で、公社の経営が進んでおります。そのうち4県が今廃止に向けて、いわゆる県営林化ということで事務手続き中、真ん中に書いてありますとおり、4県は既に廃止をして県営林に移管をしている状況、つまり8県については廃止をするけれども引き続き県が管理を担うというようなことで進んでいるところがございます。契約森林の適正な管理につきましては、公社が存続する場合、また県が引き継ぐ場合それぞれ適切に管理することが可能でありますし、持続性のある林業経営が可能ということでございます。しかし、県に引き継いだ場合、これは県営林として経営を引き継ぐものですから、県営林としての管理上、公社から引き継いだ森林については、県としての確認作業が新たに発生をいたします。また、廃止する場合につきましては、森林所有者に委ねられてしまうものですから、森林所有者の経済活動の一環としての管理になるものですから、なかなか予想としては管理経営が進まないのではないかと、現在の材価なり森林の状況では森林所有者に経済上の理由で森林経営を任せることはなかなか難しいと推測をするところです。県土の保全という意味では、存続又は県が適正に管理する場合を併せまして、森林の広域的機能が維持され、適正な管理ができるというふうを考えております。土地所有者に返した場合については、先ほど申し上げた経済活動に委ねられることとなりますので、なかなか難しい面は出てくるであろうと考えております。廃止に伴う業務関係でございますが、廃止しますと県が県営林として引き継ぐということになりますので、公社から県への契約変更や資産評価などの事務量が非常に増大することが想定されます。また、契約変更につきましては、契約の相手方が3747件ございますが、この相手方へのすべての説明、契約変更手続きが発生しますので、非常に年数も要しますし、事務量が膨大になることが予想されることとございます。それから県営林として管理しますので、現在の県有林担当ではとても賄いきれませんので、県の事務量が増大し、人員体制もそれなりのものにしていかなければならないと考えております。公社の事務がそっくり県にプラスになることはないと思っておりますけれども、ある程度の人員は必要になってくると考えております。それから土地所有者に返す場合ですけれども、廃止に伴って、契約の解除ということになりますので、これは所有者とすれば自分の土地を預けて森林整備をしてもらったのに、今更返してもらってもということになると思っておりますので、これは所有者に理解を得ることは困難であると予測されることです。

廃止に伴う県の経費関係ですが、これは時点とすれば平成24年から88年の公社の契約が満了するまでですが、23年度まで先ほどの債務関係310億円が確定していますので、今後65年間でいくらかかるかということで計算をさせていただいております。県が公社の契約林を引き継ぐ場合、特別交付税がありますが、公社が公庫から長期借入金をしてありますが、それに対する利子補給を県がみております。また、県は無利子貸付をしております。それに対する交付税措置がされなくなりますので、65年間に117億円の特別交付税が措置されなくなる。それから先ほど言いました契約変更等に関する人件費又は日本政策金融公庫からの借入金を今度は県が肩代わりして返済しなければいけないものですから、それが101億円ということで計103億円が必要となるということです。県が人件費の上乗せ分と公社が公庫から借りている分を県が代わりに払いますというのが101億円発生するというです。土地所有者に戻す場合は記載のとおりとなっております。

次のページ2ページでございますが、国の支援策の関係でございます。これは今現在の公社の経営それから県の経営もそうなんですけれども、国の補助施策が期待できているところです。今現在、公社では国の補助施策ということで、分収林施業転換促進事業ということで24年度までやられております。また、特別交付税措置が県にされておりますのでご覧のとおりとなっております。

また、県が県営林として管理する場合、この1番の公庫の補償分として三セク債が活用可能ということですが、付け加えますと公社が現在公庫から借入れている資金を県が引き継ぐ場合、一括して返さなければいけません。その額に対して第三セクター債というものが活用できるということになっております。

す。これは平成 25 年度までの期限付きでございますが、これは言ってみれば、一遍に返さなければいけないものを 10 年分割で返すことができるというものですので、借金がなくなるわけではございませんが、そういう分割して返せるという第三セクター債が活用可能でございます。これは公庫から借りている額が 310 億円のうち 91 億円ありますので、これを第三セクター債で借りて分割で返せるということがあります。これは平成 25 年度までですので、非常に期限が迫っているところであります。また、プラス要素として新たな県営林、いわゆる公社で経営していた森林が県営林としての管理になりますので、増加分 17805 ヘクタールが普通交付税の算定因子となって、普通交付税として国から交付されます。これが 65 年間で概ね 72 億円が見込まれるということでございます。デメリットにつきましては、ご覧のとおり国の支援策が活用できない等々のことになっております。

それから補足しますが、分収契約を解除し土地所有者に返す場合に公庫補償分として県は第三セクター債の活用が可能ということでございますが、これは公社が契約を解除して森林所有者に返す場合であっても、公社が公庫から借りている額を一括して返済しなければなりません。しかしその場合、県が保証人になっているものですから県がその分について第三セクター債を活用し、保証してやらなければならないということでございますので、そこにも県の負債が関わってくるということでございます。

県の債務関係でございますが、存続の場合、これは国の支援を受けて経営改善を図ることが可能で、木材価格の上昇により債務が少なくなる可能性があるということ。県は、今後は債務は発生しませんし、第三セクター債の活用が可能となるということでございます。

デメリットの面でございますが、現在の試算では存続の場合、平成 88 年まで事業を継続するとしまして、債務残高、林業公社の経営上の負債額が 107 億円になるということでございます。

107 億円というのは先ほど申し上げた 310 億円という借金がございまして、Ⅲの今後の見通しのところに 203 億円という収入が見込まれています。310 億円から 203 億円を引いた残りということで 107 億円の負債となる見込みということになっております。県が引き継いだ場合も、今現在の 310 億円というものは、負債として残ります。この負債につきまして、県の貸付金が 219 億円ありますが、これは回収が不可能になる。また、公庫から借りている 91 億円は県が返さなければいけない。そういった返済義務が生じることとなります。それから土地所有者に返還する場合も記載のとおりでございますが、いずれにしても 310 億円は負債として残りますので、これは返さなければいけなくなってきました。以上、林業公社におけるメリット、デメリットについて説明させていただきましたが、それに対する計算の因子といたしまして、3の今後の事業見通しとしてなっております。これは、公社が経営を続ける場合、また真ん中は、県営林として引き継ぐ場合をそれぞれ計算いたしました。ご覧のとおり数字となっております。収益、A－Bが、公社が継続する場合は 203 億円の収入、県営林として引き継いだ場合は 174 億円の収入があがるということになります。先程まで説明いたしました 310 億円という負債が現在ありますので、これが差し引きとなり、いずれの場合にも赤字が残るという試算になっております。

Ⅳの今後の県の歳入、歳出、これは県の財布がどうなるかということでございます。県の財布となりますと、特別交付税や人件費といったものがいろいろ入ってきますので、ご覧のような内訳になりますけれども、それぞれを計算しますと、一番下にあります県の負担額の見通しということになります。公社を継続する場合、現在 310 億円の負債がございまして、これを、事業収入や交付金を勘案しますと、約 71 億円から 1 億円の負債、県が引き継ぐ場合、約 105 億円から 35 億円のマイナス、分収林契約を解除してしまう場合は、今現在の 310 億円が負債にそのままになるという計算でございます。

いずれにしても、今現在の試算でございますが、木材価格、これは非常に不確定な要素がございまして、木材価格の上下によってかなりの幅が見込まれているところでございますが、今後、木材価格がかなり良くなれば、プラスに転ずることも不可能ではないと考えられるところでございます。

非常に細かい内容になっておまして、ポイントだけ説明させていただきましたけれども、公社が存続、廃止する場合の課題の検討ということでご覧のような整理をさせていただきました。わかりづらいところもあったかと思っておりますけれども、またご質問いただければと思います。説明は以上でございます。

【福田委員長】

ありがとうございます。森林組合との関係が見えないということで、公社を続ける場合と続けない場

合のメリット、デメリット等の整理をお願いしたいと申し上げたのは私なのですが、これは本当にわかりやすい形で整理いただき、ありがとうございます。メリット、デメリットの表というのは、今後こちらでいろいろ話し合う中の資料にさせていただくと思うのですが、皆さん方何か質問やご意見はございますでしょうか。それでは、私の方からよろしいでしょうか。

林業公社事業の仕組みというところで、一つは森林所有者が自力でやる部分、それから直接組合員として森林組合に委託というものがあまして、森林組合は県で18あるという話だったのですが、それで、分収林契約をした林業公社の方は、前回は現場に入るのではなくてという話で、ここにあるように、森林組合に委託の形を取るという話ですが、森林所有者で分収林契約している方は森林組合にも入っていないくて、個人として公社に自分の土地を委託しているということで考えてよろしいですか。それで結局仕事として森林組合に回っていくということですね。

【林業公社】

仕事をしていただく事業体として森林組合やそれ以外の林業事業体があると思いますが、請負契約しておりますので、個人ではなく事業体に出します。森林組合では、受けたときに作業員として土地所有者を雇用したということは、過去に、特に植林の時代には多々あったと思います。

【福田委員長】

では、分収林契約される方は、どこかの組合員になっていない方と考えるとよろしいですか。

【林業公社】

なっている方もいらっしゃるだろうし、なっていない方もいらっしゃると思います。

【福田委員長】

もう一点なんですが、大鹿村の土地の件で説明がありましたが、分収林契約されている森林というのは、長野県全部の森林の何%くらいなのでしょう。

【林業公社】

約3%でございます。

【福田委員長】

わかりました。どうもありがとうございます。

【酒井委員】

今、この分析表を見てみますと、いずれにしても存続か廃止をしても県に移管するというその二つの方法しか現実的にはないような気がします。そうしたときに他県の状況を見てみますと、4県が廃止をして県有林化に移行しているというのであれば、できないということではない。そうした中で、もし県に移管するとした場合には、第三セクター債を25年度までに借り入れをして一括返済をしてしまうというものが91億あるわけですね。だから、その覚悟ができるかによって、廃止ができるかできないかということになると思うのですが、91億というものが県の財政にどの程度の影響を与えるのか。簡単に言えば、大きな影響を与えないのであれば、決断さえすればできるという解釈でよいのかどうか教えていただきたいのですが。

【林務部長】

おっしゃるとおりです。この91億円というのは、第三セクター債を借りても10年くらいで返さなければならないものですから、そっくり借金で残るわけですね。91億円の借金を抱えるということは、今の長野県の財政の中で非常に難しい、大変な決断をしなければならないところだと考えています。

【酒井委員】

伊那市の場合、土地開発公社の解散の方向が出ています。伊那市の場合、一般会計の財政規模が 300 億で、今度、土地開発公社から引き取ることによって借りようとする費用が 30 億、規模にすると約 1 割くらいです。91 億というのは県の財政規模の 7000～8000 億からすると、伊那市に比べるとたいしたことではないのかなという感じもするわけです。ですから施策としてそういう思い切りができるのかということと、これは損得勘定で比較していますので、いろいろな見方もあるかと思うのですが、最終的には今の県財政に与えるダメージと、あるいは国の補助金が得られなくなるとか、特別交付税が受けられなくなるといった面から言うと、当然、現状維持をした方が損得からしたらいいと思うのですが、そうした最終的な判断にならざるを得ないのかなと考えているのが一つと、もう一つは今まで林業公社でやってきたというのは、過去において木材価格が高いということを想定して始めた制度だと思うのですが、もう一つの理由は、個人では手が入らないと、ですから森林の持つ公益性というものを維持していくためにはどうしても税金を使いながら県や市町村がそういうことをやっついていかない限り森が維持できないということだとすると、これはある程度、税金を使ってでも森林の公益性というものを維持していく、そういうことによってある意味森を守っていく、災害を防いでいくということになるので、そういうコストもある意味で必要不可欠であるかなという気がしています。ですから、損得だけでいいのか、公益性というものを重視して考えるのか、公社がやっても県がやっても負担があるわけですから、どちらがやるのがいいかという決断になるのかなという見方をしていますが、そういう見方でいいのでしょうか。

【林務部長】

おっしゃるとおりだと思います。この公社の制度が始まったのは、先程公社の説明にもありましてとおり、荒れた山を公益的な山にするということで公社が入って植林をした経過で始まっている事業ですから、一般の造林事業でも個人の山に国が税金を入れるというのは、この分収事業くらいなんです。森林の持つ公益的機能の発揮というのは、国の施策なり県の施策であろうという大きな観点から公的な税金が投入されているものですから、公社の造林についてもそのようなことだと思っております。

【福田委員長】

あとはこちらの委員会の審議事項とさせていただきます。公的な意味とか、国なり県から公的な資金を入れていかなければいけないということは皆さんわかっているのですけれども、私どもは、公社が必要とか必要でないかということではなくて、必要だということはわかっているのですけれども、主体をゼロベースに戻して考えたときということとして、だからここでいろいろとシミュレーションしていただいておりますけれども、例えばこのときに確定して取っていけるものもあれば、国の交付金など流動的なものありますし、そういったものに色付けして、これなら絶対にいけるよというものもあるけれども、国の、特にグレーの部分と白とそういうものも含めて、全部委員会で提示してという形で結論を出させてください。私どもが判断すべき話ではないと思っていますので、そこをきちんと整理した上で私ども委員会としても、いろいろと課題となっている点、いい点、悪い点などを提言させていただくことになると思います。よろしく願いいたします。

3 農業開発公社

【農業開発公社萩原理事長】

最初に A3 の資料をご覧ください。

6 月に説明した「県農業振興の方向と公社の取組」につきまして改めて要旨のみ説明させていただきます。

左の取り組み欄をご覧くださいなのですが、一点目は、人・農地プランの作成を契機とした農地流動化の促進、二点目は、新規就農者の農地確保支援、三点目は遊休農地の活用促進であります。既に取り組んでいる部分もありますが、これら三点について公社は積極的に取り組んでまいります。

次に右側の大枠をご覧ください。農業開発公社は、中心業務である農地流動化業務を推進するとともに、業務体制の改革を行ってまいります。

まず、農地流動化の推進です。今年度から国の施策「人・農地プラン」の作成が始まっておりまして、市町村で集落ごとのプランの作成の話し合いがもたれ、今後の地域の担い手が明確化となり、担い手への農地の集積計画が進められております。

公社は「地方事務所支援チーム」の一員として、農地集積のノウハウを提供すること等でプラン作成を支援してまいります。

プランの策定後には、市町村、農業委員会等と連携の上、明確化された買い手である担い手に対して、ほ場が隣接するようになど連なるように留意しながら売買条件の調整を行い、担い手に最も適した集積を進めさせていただきたいと思っております。

右側をご覧ください。こうしたことで、支所職員の買い手を探す時間が省力化できますので、業務の効率化が可能となり、また、農地集積が一層推進されるため、6月に説明させていただいた様に、年間100ha 売渡につながって行くと思っております。

資料中央の農業開発公社の囲みをご覧ください。人・農地プランの支援の他に、新規就農者や農業参入企業等に対しまして、賃借料一括前払い制度による農地確保支援、農地ニーズとのマッチング等も実施してまいります。

資料の下段をご覧ください。公社の業務体制の改革についてでございますが、6月に説明しましたとおり、平成26年度から「本所＋3支所体制」に再編する予定としておりまして、農地の買い手である担い手の希望に応えられるような、買い手を中心とした業務を中心に推進してまいります。

そのため、まず、農地買入希望情報の集約・一元管理を実行します。支所職員が農業委員会等から購入希望農家の情報を集め管理していた情報と本所で収集するインターネット等を活用しました農地買入相談活動、農業参入希望企業等の情報と併せて一体的に活用してまいります。

人・農地プランによる着実な農地売買等についてですが、プランで明確になります、地域の担い手への農地の権利移動を公社としても着実に実施してまいります。なお、その際に、これまで以上に市町村、農業委員会、JA等関係団体との連携を一層強くしていきたいと思っております。

書類作成の集約化については、農地保有合理化作業の実施に必要な書類を本所で集中して作成することとし、事務の効率化を進めます。

これらの業務体制改革によりまして、これまでの支所職員の買い手探しや書類作成業務が軽減され、支所職員1名当たりの取扱件数を約1.8倍に増やすことで平成26年度以降「本所＋3支所体制」で100ha 取扱える体制を構築してまいります。

次にA4の資料をご覧ください。前回資料要求をいただいたものです。県から追加財政支援を受けて新公益法人へ移行して、強化基金を返還した場合、公社の経営状況がどのようになるかを推計したものでございます。

まず、収入欄の下から2段目「県追加財政支援要望額」欄で①と記入してある箇所をご覧ください。6月に説明させていただいた様に、新たな公益法人への移行に伴いまして、債務超過と長期保有地に係る借入金が問題となりますので、これに対処するために必要となると見込んでおります3億8千2百万円余を、平成25年度に県から支援を受けるものとして記入しております。

下から2段目の「累積損益」欄の①をご覧ください。追加財政支援を受けた場合、平成25年度の収支は大幅な黒字となりまして、累積損失は解消されます。

支出欄の上から3段目及び4段目「その他」及び「うち長期保有地利息」欄で②と記入してある箇所をご覧ください。長期保有地に係る借入金4億8千6百万円余を県からの支援及び公社の内部資金を充てまして全額返済することにより、前年度までであった5百万円余の当該借入に係る利息の支払いがなくなります。

太い枠の表の下に「純資産」を表記しておりますが、その①③と記入した箇所をご覧ください。先に述べました様に、県の追加支援により累積損失が解消され純資産は増えることとなりますが、一方で強化基金の国庫補助分1億5千4百万円を25年度末に返還するため、トータルで純資産は2億7千6百万円余となります。なお、強化基金の運用先である外債2億円は6月に説明させていただいたように、現在、売却すると差損が生じますので、元本保証となる満期まで保有することで試算をしております。

支出欄の下から2段目「県への寄付」欄の④をご覧ください。未売却となっている取得価格5千7百万円余の長期保有地が平成26年度までに売却すると見込んでおり、この売却に見合う金額を県へ寄付することとなっております。これは先に説明しました、県からの支援により返済する借入金に、当該未売却長期保有地に係る借入も含まれているため、売却に伴い県へ寄付という形で返却するものと想定しています。なお、その金額は、実際の売却額となります。

下から3段目「事業損益」欄の⑤をご覧ください。平成27年度から事業益が生じる見込みとなっておりますが、新公益法人移行後は「収支相償」の基準を満たす必要があります。6月に農政部長から説明させていただいたように、農地の売渡前に相手方の死去等により予定していた金額で売却できず、損失が生じるといった将来のリスクがあります。県との調整の上で設けるそうした将来の費用に備える準備資金等の仕組みに事業益を充てて、最終的に収支相償の基準を満たさない場合、県への寄付等に対応することになります。

なお、6月に示しました推計よりも今回は売買価格が安い耕作放棄地の売買も含めて試算しておりますので、手数料が下がることを見込んでおります。

また、売買書類の作成を本所で集約して行うため、売買案件がまとまり繁忙期となる11月～4月に臨時職員を雇いこれに従事することを見込み、人件費百万円余を計上し、前回より厳しい条件により推計を行っています。

以上、県の特別支援をいただけることになると、前段でご説明しました取り組みをしっかりと行うことと併せまして、今後の公社の経営は安定して継続できるものと見込んでおります。

こういったことで、担い手への農地集積という公社の役割を一層発揮してまいりたいと考えております。以上でございます。

【福田委員長】

何かご質問等ありますか。

【酒井委員】

下の試算の売買面積100haは現実的な数字か、目標か教えていただきたいのですが。

【農業開発公社理事長】

それぞれの市町村で現在人・農地プラン集落地域毎の話し合いが始まっていて、地域の担い手を今回人・農地プランの中で明確に位置付けます。その人に対する農地の集積等についても一定の論議をするというのが、人・農地プランですので、公社の立場とすると従来、買い手のある程度時間をかけて調整をする、探してくるということもありましたが、こういった部分が人・農地プランの中で位置付けられてきているので、かなり効率化が図られるし、明確に位置付けられた人にどういう効率的集積をすればいいかというところに公社は集中して業務が展開できます。こういったことも含めて100ha対応は充分可能であるということでございます。

【福田委員長】

他にありますか。農業開発公社さん今までいただいた情報・データ等で審議をさせていただき、もし審議していく中で、またクエスチョンがでたらという形ですが、これで一応審議に入らせていただくということですのでよろしくお願いします。

【福田委員長】

はい、それですと、ちょっとメールでも予めお送りしていたんですけども、前回もどうというか、外部監査のですか、その提言をどう受けるのか、またそれを超えられるのか、色々あったんですけども、そういった議論をするともうきりがなくなってしまったので、どういったまとめ方をしていくのかなど。これをですね、こういうのをとりあえず作ってみたくてですけども、公社の役割っていうのは、最初知事からも言われたように県庁との関係、他の機関との関係とかも含めて、役割、本庁との役割も

含めてとあったんですね。あとは経営上から見た性格もあるでしょうし、まあ、大きくは外部監査の指摘事項をちゃんと受けてどうできたかとか、その中で、取りまとめの視点みたいなものを一回整理して、例えば、⑦は埋まっていませんけども、8つぐらいかなと書いてみたんです。役割とか考えるにあたっては、社会経済状況とか、政策的、その社会情勢・潮流とかを見て、公社の内容とか色々言われていたけども、その妥当性みたいなこととか、あと二つ目として、組織との競合性、競合性って言い方がいいかどうかわかりませんが、他に類似とかそういうのが県庁にあるかで、例えばなんですけれども、これは今言う話でないかもしれないんですが、ここに、今森林公社あがってございました。ところが午前中に色々部会でやっていまして、林に関することでは、例えば、林業コンサルタント協会とかすごい数あるんですね。そういう資料も、入手していますので、これ部会でやるのか、それともこういったのもあるよという形で、一度、その全般にどういう組織図っていか関係の中で本庁があって、公社、この2者じゃなくて、その周辺を含めての絵をですね、描いていただきたいと、この6つについてもですね、それをちょっと、今日部会の方で、部会の3人で行政改革課の方に頼んだところです。ありなしの表じゃなくて、その関係性ですね。3つ目として、その移管した場合の効果と新たな課題、これは林務の方で、私どもがやるんだと思っていたら林務の方で出てきたんで、こういったのも細かくやらなくっては、本当に本流のところを押さえられたらなというイメージです。その結果として公社の役割は何だという部分で、経営上から見た再評価ということで、ここに書いてあるようなことでもいいのかどうかみたいなことですね。⑧、⑨とまとめまして、例えば⑨を見ていただきたいんですけど、先ほど酒井委員さんが言ってくださったとおりです。何とかと何とかという対応策が考えられる、これ、林業公社をイメージして書いたんですね。それぞれにメリットやデメリットがあって、現在大きな改革を行うかは知事判断に委ねたいとか、ここもちょっと理由とかも膨らませますけど、例えばこんなイメージが林業公社とか、あと、過去に改善を重ねており、組織経営には特に問題がないが、新たな何とか事業、これ農業とかのイメージなんですけれども、取り組んでもらうべきだろうとか、あと、本庁の何々部なりこれ観光のイメージなんですけれども、競合性があるって、実際、例えば観光の企画課とか観光の振興課という部分では、私はちょっと本庁の方が要らないんじゃないのとか言っちゃったんですけども、そういう部分はもう逆に民間的なとか、より現場に近い公社に任せるんじゃないかとかですね、色々あるわけなんで、まとめ方として、私どもは、提言なんで、要る、要らないじゃなくて、知事に報告する際のイメージでちょっと作りました。そんなイメージなんです。そのために、まとめ方としてこういうことでもいいか悪いかってこともありますし、全体の考え方なり、まとめの視点なりですね、色々ご意見いただけたらと思います。今日はそのまとめの方向だけ決まればいいかなと、あとは、例えばまとめるにあたって、上が薄いよっていう点だったら資料請求したり、何も上からチクチク攻める話でもなければ、空欄があってもいいと思うんですね。公社ごとに問題なしの空欄があっても。一応そんなイメージなんですけども、その点ちょっとご議論いただきたいと思います。よろしく願いいたします。もっと他に視点があるのかとか、来月以降の進め方として、とりあえずでこんな感じでやってみようかでもいいのですが、どういう形にしましょうか。

【酒井委員】

先に完璧にこれを決めてしまっても、議論する中でどういう展開になるのかわからないんで、議論しながらこういう感じで決めていって、もし他の部分の論点があるとすれば決めていけばいいんで、とりあえずこう色々議論を進めながら、これに沿って進めていければ。

【福田委員長】

これをやってみて、この紙は全く役にたたなかった、だから、たたき台、素案みたいなもので、あの公社についてどう思ったかみたいなことをざっくりばらんに言いながら、結論ありきから入るかもしれないし、何となく結論ありきから入っちゃう気がするんですね。今までやっていて。

【酒井委員】

簡単なやつもあると思うんですね。どうにもあとは言いようがないみたいのものもあると思うし。

【福田委員長】

だから、結論ありきなんだけど、ロジックだけができないっていうことが先かなというか、林務も膨大な市場で、だから、もしかしたら、そういうことから入っていった方がいいかなど。その合意ができてれば、とりあえず、またこれをたたき台にして、それで、A3でですね、これを6枚分用意していただいて、皆さんのメモ入れとかあるんで、A3縦で用意していただいて、皆さんで入れながらとか、やりながらの、白紙6枚分ですね、だから何とか公社用、何とか公社用と。

【事務局】

そうしましたら、今のお話ですと、どちらかという、⑨の総括からイメージしていった方がお話がいいということで。簡単に言えば、総括を一番冒頭に、ここへ、少しスペースとらせていただいて、下の理由付けみたいなのは、膨らましていく部分だと思いますので。

そうしていただいた方が議論としては、一番下から入っていくよりはいいかもしれませんね。

【福田委員長】

ここに総括があつて、じゃあ、どんなイメージでしたかみたいなのから入れれば、みんなこういうイメージを持ったって、じゃあこのへん一回詰めましょうということがありますし、場合によっては、この役割とか、役割分担のあり方っていうのが得意な人間と、私みたいな人間とこちらの方がかなり専門でいらっしゃる方と、とかあるんで、そういったところからいってもいいかなと思います。そのへんは議論しながら埋めていけばいいですね。じゃあ、そういう形でいくということでもよろしいでしょうか。

はい、じゃあ、事務局の方で、白紙で各公社のA3でメモできるのを用意していただいて。

【事務局】

はい。わかりました。それと今ひとつ先ほどお話のございました部会でのお話ですね、6団体の周辺の団体、役割分担みたいなのは部会でご論議いただいているんですが、そのへんはどのようにお示しをさせていただきますか。

【福田委員長】

まず、こちらが話しを詰めてからでもいいです。

【事務局】

よろしいですか。

【福田委員長】

はい。部会もまだ続きますし、そういう中で、部会のまとめ方が出る中で、でも、林業公社とバッティングするの、あれはないですね。ただ林業っていう点に対して、ありましたね。

【関委員】

ありましたよね。

【今井委員】

苗木だとか。みどりの基金だとか。農業と林業は多いですね。

【福田委員長】

何をやっているかわからないっていうか、これが例えば林業の方のこれは何っていうのが今議論になってまして。

【事務局】

林務関係で5団体ございますね。

【福田委員長】

だから、やっぱりあった方がいいですね。ただ、何をやっているかがわからないから、そこから、これをどうするのかとやっちゃうとそっちにズレちゃうとあれだから、とりあえずこれをして、必要性に応じて役割分担のあり方のとか、まずこの提言なりそんな9番がぼんとでますよね。これで、どういうことがあったかなというんで、2については、あまり把握できてないですよ。今林業公社と、森林組合との関係が林業だけははっきり見えたんですけども、あとまだ他にこういうところがあるんで、だから、②については、多分、他のところもほとんど言えないかなというか、わからないところが多いと思うんですね。だから、ちょっとこれについては、行政改革課の課題というか、宿題というようにしてください。

【事務局】

関係性の整理ですね。

【福田委員長】

どんなことがありそうかみたいなの、ここにあがっている公社、外郭の中での農業とか、林業、文化といわれているところですね。

【事務局】

そうですね。6団体にですね、松本空港ターミナルビルがございますが、ここはわりとコロッとしたところですので。他との競合とか関係性っていうのは、あまりないのかもしれませんが。文化振興事業団もそういう面ではですね、これはこれだけなんです、県との役割というのはありますけど、基本的にはそんな絵です。今の話で、他団体、他の外郭団体との関係性ということになると、農業がですね、7団体あるわけです。林業が5団体ありますので、このへんがですね、ちょっとわかりづらいと言いましょうか。

【福田委員長】

建設はどうでしたっけ。

【事務局】

建設はですね、住宅供給公社の絡みなんですけれども、他に建築住宅センターと、あとは建設技術センター、強いて言っても3団体です。

【福田委員長】

役割がわかればなんで、一応調べてみて、建設の公社につきましては、実を言うと、公共事業の方の委員会の方やっていたんで、現場にも、10個くらいの団地に行っているんです。だから、かなり詳しいんです。そこでの必要性なり役割はわかっているんですけども、一応建設についてもお願いします。

【事務局】

わかりました。住宅供給公社の関係で、他団体の関係ですね。

【福田委員長】

またちょっと、類似っぽいなってところがあるかもしれないので。

【事務局】

あと、観光協会につきましてはですね、議論の中で、むしろ県の組織との関係性みたいな話がありましたので、むしろ、県の組織の方の関連と、観光協会の関係性みたいな方が、むしろ外郭はですね、あと、国際交流推進協会、いわゆるアンピなんです。これはちょっと観光という扱いではなかろうかと

思っておりますので、むしろ観光協会は県の本庁との兼ね合いみたいなのがメインかもしれないなと思います。あと、松本空港は、果たしている機能、役割みたいなものを、もしあれでしたら、資料としてお示しする、いわゆる、色んな災害対応とか、色んな部分での価値がありますので。

【福田委員長】

松本空港は、移管とあって話はないんですけども、なくなった場合のメリット、デメリットというか、逆に言えばそこまでダイレクトな話になっちゃうかなと。

【事務局】

松本空港そのものだと思うんですね。ターミナルビル云々というよりは、松本空港の意義というか。役割みたいな部分ですね。もしあるとすれば、そのようなところですね。多分それは、用意できると思います。文化振興事業団は今日の本日の話だと思いますが。

【福田委員長】

そうです、はい。

【事務局】

では、松本空港はそんな形での、松本空港そのものの存在意義っていうか、役割みたいなものを明確にする資料を用意したいと思います。

【福田委員長】

そうですね。ターミナルビルの経営を立て直すためにという議論もありましたけれども、一方で、そこまでして、立て直すために、何か、色々な施策講じて、どうこうするほどの位置付けかどうかっていうのは、あると思うんで、やりすぎかもしれないんですけど、ちょっとそこは私わからないんですが。

【事務局】

松本空港自体はですね、私が聞いている範囲では、例えばF D Aのような就航がない限りですね、あそこに人が必要なんですね。あそこ自体は県の色んなヘリコプターとかですね、そういう部分での基地にもなっております、危機管理上も非常に重要な要素を持っております。ですから、そういったことでの空港の位置付けみたいなものですね。

【福田委員長】

そうなんです。それが見えないと、この間みたいに発着数を増やすとか、そういう話だけだと、存在意義ないですよ。色んな県が同じようなことを抱えているってと言われてましたけど、私はその必要ないと思っています。他の空港といくらやっても、人が動くかどうかっていうのはちょっと別問題で、それが、委員会の提言として言えるかどうかっていうのはちょっとあれなんで、その前にそもそもどんな役割を果たしているかということの方が重要かなと思うんですね。空港として他に人を運ぶ、荷物を運ぶ以外に。

【事務局】

はい。私の説明が十分かどうかわかりませんので、よくそれは担当部局、必要があったら呼び出してですね、説明ができるようにしたいと思います。とりあえず、そんな整理の資料を、そのご議論いただく前提の資料ということで、お出しをさせていただくようなイメージでよろしゅうございますか。

【福田委員長】

はい。皆さんがあれば。私は、この5、6とか、経営上から見たっていう部分はかなり弱い人間なんで、何かあったら。あの、委員会以外で終わってからも、事務局の方に請求してください。

【酒井委員】

様式を送っておいてもらおうと、時間があればメモしますので。

【事務局】

はい。わかりました。これはお送りをさせていただきます。

【福田委員長】

それでもう1つ、事務作業量が多くなっちゃうかもしれないんですけど、今までこういう審議ができましたよね。それで、当てはめられるような意見とか、出ている可能性があるじゃないですかね。視点とか意見とか。それを、空欄の様式と同時に、これを拾って、落とし込んでいただく作業っていうのは可能ですか。それが合っとうが外れてうががいいので、もしそれだったら、その資料の他に、これにも、どれにも当てはまらないようだけど、こんな質問や意見があったってのがあれば、ああこれ外せないっていうのがあったら、また出るかもしれないんで、これまでいただいているのを基にですね、それを振り分けてもらえませんか。

【事務局】

わかりました。

【福田委員長】

はい、申し訳ございません。そうしたら抜けがあるとかが見えますし、相当難しい問題もあって忘れちゃうんで、その時に突っ込んで議論ができればと思います。

【酒井委員】

判断するのに参考になる意見って出ていると思うんで、それを少し入れておいてもらえると、まとめていけると思うんですよ。全部を思い出して言っていたんじゃ大変なことになっちゃうんでね。

【事務局】

はい。承知しました。

【福田委員長】

じゃあ、すみません、時間がない中で大変ですけども、事務局の方もよろしく願いいたします。

【事務局】

はい、わかりました。

【福田委員長】

では、今後の予定について何かありましたらお願いします。

【事務局】

それでは、大変恐縮でございますが、次回の開催でございますが、概ね3週間後でございます、9月の21日ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

【福田委員長】

はい、そうですね、イメージとしては、9月にこれを見ながら詰めて、そこで到底まとめ切れるものでないと思うので、10月までかかったとします。早くて、10月には意見が出尽くすのかな、っていうか、だから後はそのまとめ方としては、全員でやるのかどうかということもありますよね。ただ、2つあってやらなければいけないのが、部会を詰めていく中で、本委員会の方に報告をしなくちゃいけないとか、指定管理者制度の問題、それをどうするかっていう議論まで及べないので、やっぱりどうしても11月ま

でかかると思います。理想としては、来月9月に、全部、大体のところが見えてきて、10月の前半ぐらいに、こちらのまとめをやってですね、後半に、例えば、そういった部会からの中間報告なり、指定管理とかやって、11月に、最後の委員会、提言としての成果品ができあがればというのが、それが最も早いところかなみたいなイメージなんで、どうしても11月までは、さっき言った指定管理者制度の方も、やらなきゃいけないとか、色々となってくると、部会の方も、ちょっと今大変になっていますし。

【事務局】

指定管理の関係についてはですね、ゼロからご議論いただくというイメージよりは、むしろ私ども県としてですね、こんなことを考えさせていただきたいが、いかがでございましょうかという形で、お願いをさせていただくべきかな、というふうにも思っております、1個1個の公社のですね、団体についてどうするかは、私どもそこまではちょっと僭越だと思っておりますが、このシステムについてはですね、私どもの方の原案をたたき台としてですね、ご提示させていただいて、それについてご意見をいただくようなイメージでいかがかなというふうに思います。

【福田委員長】

わかりました。それは、そんな時間がかからないので、10月に、例えば、一応、委員会としての素案というか、知事に報告する素案みたいなのが10月にできるかできないかで、その後半部というか、その最後の部分に、その指定管理者制度についての資料を出していただくのと、指定管理まで報告できるかどうかはありますけれども。

【事務局】

わかりました。私どもは、11月の16日、場合によってはですね、せつかくといいますか、おまとめいただいたものですから、知事の時間も、1時間程とりたいと思っております。

【福田委員長】

何時にいらっしゃるんですか。

【事務局】

2時15分から3時15分までの間でございます。事務方としてのイメージとしましてはですね、これから順調にいきまして、おまとめをいただければですね、11月の16日の1時間、前半の1時間くらいで、これでというお話がまとまりましたら、その結論をですね、知事とのディスカッションのような形でですね、ご報告をいただくような形がいいかなと思っております。

【福田委員長】

できればそういう形で臨みたいですね。

【事務局】

はい、わかりました。それで、指定管理等の関係はですね、事前にまた資料等で送らせていただいているような形もとらせていただくこともできますし、いずれにしましても、少しメール等も活用させていただく中でですね、情報のやり取りをさせていただくようなことも場合によってはでてくるかなというふうにも思いますので、ご容赦の程よろしくお願いをしたいと思います。

【福田委員長】

そうですね、委員間の中でも、考えても出てくるものでもないもので、これが見えていけば、ロジックだけなんで。よろしくお願ひします。

【事務局】

11月16日にある程度おまとめをいただきますと、それで知事とのディスカッションができますと、

私ども 11 月定例会という場面も、今後迎えます、パブリックコメント等もですね、かけていかなければいけない。こういう形で、県としては進んでいきたいみたいなものも出す場合も想定されてまいります。それから場合によっては、来年度予算というものも、視野に入っておりますので。

【福田委員長】

はい、わかりました。部会は報告する必要はないですね。本委員会の提言だけでよろしいですね。

【事務局】

ええ、まとめていただくような形で。

【福田委員長】

わかりました。せっかく皆さんいらしている中で、ご尽力いただいているので、本委員会の方は、ここで出すという方向でちょっと考えていただけますか。

【事務局】

わかりました。そのように私ども事務局としても努力させていただきたいと思います。

【福田委員長】

部会は部会で別途報告しますけれども、ではそういうことで。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、事務局からの関係は以上でございます。

【福田委員長】

委員会としても以上でございます。じゃあ、これで閉会ということで。